

王朝国家国衙軍制における国内武士催促について^①

下向井 龍彦

問題の所在


本稿の目的は、一〇世紀初頭から一二世紀末にいたる王朝国家体制下^②の国衙軍制について、とくに戦時（*公戦）における国衙による国内武士^③催促の問題に課題を限定し、できるかぎり具体的に明らかにすることである。

一般に一個の政治権力が全国支配を実現していくためには、最低限、権力に反抗する勢力を抑圧・破砕しうるだけの領域的原理で編成された物理的強制力を保有しておくことが必要である^④。したがって王朝国家を中世的諸関係の形成を準備・促進する固有の歴史的役割を担った独自の国家段階であるという学説に立つ場合^⑤、この国家段階固有の「組織された強力」の存在が想定されなければならない。その際とくに重要なのは「国」という領域的・行政的原理で編成された軍事力組織の問題である。

ところで、このような問題意識にもとづいて精力的に研究をすすめられた戸田芳実^⑥・石井進^⑦両氏によって、一國単位で編成された軍事力組織^⑧「国衙軍制」の問題を究明する緒が与えられたことは研究史上の画期をなすものであった^⑨。しかし、その後多面的に議論されるようになったこの分野の研究は、必ずしも両氏の問題提起を正面から受け止め

ているとはいいがたいし、国衙軍制の語もかなり便宜的・無限定に使用される傾向がうかがわれる。また当初から指摘されている軍事と警察との関係、関連諸領域（国衙三使論^⑩・追捕使・押領使・国檢非違使^⑪・武士団研究・律令軍制研究・守護研究など）との懸隔という問題点も克服されてはいない^⑫。

以上のような問題状況の中で、国衙軍制研究が当面とりくむ必要のある具体的課題を明確にするためには、出発点として国衙軍制という語を国衙権力が保有し、発動する多様な強制装置のいかなる側面を示す概念として措定するかをはっきりさせる必要があると考える。私は国衙軍制の語を分析概念として以下のように限定して理解している。すなわち国衙軍制とは国司が私的または行政的に利用できる多様な武力（私的従者・在庁官人・国内武士）の総和でも国司によるその恣意的発動でもなく、国衙の合法的な強制作用を実現するための武力組織であり、そのなかでもとくに日常的な警察作用や強制執行を担当する装置（具体的には国檢非違使^⑬「檢非違所」や種々の目的で部内に派遣される国使^⑭）とは明確に區別された、緊急事態において国衙の軍勢催促権にもとづいて動員される国内武士の組織の仕方である。

国衙軍制を分析概念として以上のように規定し、次に本稿と最も深く関わってくる石井進氏の所論を検討することによって本稿での課題を明確にしたい。氏の所論の主な論点は、左図（1）のように国司が動員す

る軍事力をその構成諸単位に分類Ⅱ類型化し、各武力単位と国司との私的関係の特徴づけ、その点に各武力単位が戦時において戦闘に参加する根拠を見出そうとするものである。

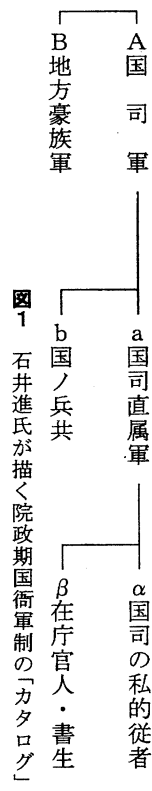


図1 石井進氏が描く院政期国衙軍制の「カタログ」

国衙軍制が右のような武力諸単位で構成されていたこと、国司と各武力単位との私的関係のあり方、とくに国司による「国ノ兵共」の組織の仕方について指摘されたいいくつかの指標に関しては、ほとんど異論をさしはさむ余地はない。しかしながら前記した私の国衙軍制に対する概念規定を基準にしてみた場合、国衙軍制研究においてきわめて重要な位置を占めるはずの論点が、石井氏の所論ではほとんど問題にされていないことに気づくのである。

すなわち第一に、石井氏が示された国衙軍制の構図では、具体的にはいかなる事態が発生した場合、いかなる法的根拠にもとづき、どのような形式で動員されるのかという、動員をめぐる動的過程については全く示されていない。第二に、氏は各武力単位が国司の指揮にしたがい戦闘に参加する根拠を、国司と各武力単位との特定の私的結合関係のあり方（とくにその強弱）から説明される。しかしその説明をもって、平時においては多様な存在形態と個別的利害状況の中にある武力諸単位Ⅱ国内武士が一個の戦闘組織に編成される根拠とすることは、ふさわしくないと考える。むしろ彼らを戦時（*公戦）において共通の利害状況に立たしめる、もっと直接的な、軍制催促そのものに内在する根拠が問題と

されなければならない。軍役拒否者に対する刑罰権と勲功者に対する恩賞給与。軍勢催促にかかわるこの二つの公的権限こそ、平時においては多様な存在形態を示す国内武士を戦時（*公戦）において一個の軍事組織に編成しえた根拠であつたと思う。

以下、本稿では、まず国衙の国内武士催促の具体的形式と軍役拒否者に対する刑罰権の問題について、「追捕官符」・「武士交名」・「廻文」など軍勢催促に関わる各種文書を通して考察し、ついで「勲功者注文」・「合戦日記」および謀反（叛）人跡処分問題を通して国衙の勲功賞推挙（給与）権について考察する。

一 追捕官符

王朝国家体制下の各国衙による国内武士催促方式を明らかにするための手懸りとして、最初に保延元年（一一三五）四月八日の海賊対策をめぐる公卿議定の記事を掲げてみよう。

於関白御宿所、被定海賊事云々（中略）大宮大夫師頼卿申云、前日、仰国宰、可令各国内武勇輩追討之由宣下已畢者、国司各守制符、下知国武勇士、可令追討也、而未件宣旨施行歟¹⁰⁾、

〔長秋記〕保延元年四月八日条

この議定における権大納言源師頼の発言は、あきらかに一國単位の軍勢催促方式の存在を前提になされたものである。この発言から判明する国衙の国内武士催促方式はさしあたり、

中央政府―〔追討宣旨〕↓国司―〔下知〕↓国内武勇輩

と表現できよう。この方式をみてまず注目しなければならない点は、国

衙による国内武勇輩（国内武士）催促が「追討宣旨」を根拠としておこなわれている点である。このことは、国衙の軍勢催促の合法性の源泉が、実は国衙の通常の行政権それ自体に由来するものではなくて、中央政府の最高軍事指揮権に根拠をもつものではないかとの予想に導く。かかる想定にたつて、国衙の軍勢催促において重要な意味をもっていたと思われる「追捕官符」の機能について考えてみよう。

さて、本論末尾に掲載した表1^⑮は、八〜一二世紀の期間に諸国に発給された「追捕官符」を私の知り得た限り挙示したものである。この表をみて第一に指摘できることは、「追捕官符」の適用対象に擬せられた勢力または犯罪が、「凶党」・「凶賊」・「叛乱」・「謀叛」・「殺害」^⑯などであったという点である（*罪名および賊徒呼称の欄）。すなわち、これらの事態は、明らかに王朝国家権力を直接、暴力的に侵害する緊急事態であり、日常的に惹起する一般刑事事件とは明白に区別される特殊な事態であったのである。このことを一般的な法理の形で端的に示しているのが、「被下追討宣旨者、罪犯八虐、為敵於国家之者、蒙此宣旨者也」^⑰という記事である。かかる事態は、鎌倉幕府法で守護の職権とされた「大犯」（＝「重犯」）検断事項に大略一致するという点も見逃してはならない。以下、本稿では叙述の便宜上、「追捕官符」の適用対象に擬せられる緊急事態を「凶党」蜂起と呼び、検断法上「重犯」事項を構成するものと見做して論をすすめていく^⑱。

次に指摘しなければならないのは、「追捕官符」は一般に国司の申請にもとづいて発給されるのであるが^⑲、「重犯」と認定さるべき一定の事由の存在を太政官の陣定（*など公卿議定）が認定してはじめて発給されるのであって（*公卿議定を経ず天皇・摂関の判断で発給することもある）、決して恣意的・無原則的に乱発されるという性格のものではないという点である。いったん「追捕官符」が発給された事後において

も、裁判のすえ、申請事由が「虚偽」であることが判明した場合、かえって国司の罪科とされ、処罰された事例がみられるのも^⑳、中央政府が国司の請求に対して、単純に受動的な立場から「追捕官符」を乱発したのではないことを示すものである。

以上から、国司の「重犯」検断権は、通常の国衙行政権の一部として存在するのではなく、「追捕官符」の請求と発給という手続きに端的に示されるように、天皇・太政官が軍事的に鎮圧すべき緊急事態（「凶党」蜂起）の発生と認めた場合にのみ、「官符」によって国衙に一時的に授權されるものであったと断定することができる。

しからば国衙は、「凶党」蜂起という緊急事態を鎮圧するために必要ないかなる内容の権限を、「追捕官符」を通じて授權されたのだろうか。

第一に、蜂起した「凶党」集団の武力抵抗を排除するため、殺害を含む実力行使を無条件に公認される。「今大衆等依被殺久住者円応、可被流罪義綱朝臣由一日進奏状、雖然依宣旨追捕之間、為流矢被射殺、義綱朝臣更無過怠」^㉑という記事が、その原則をよく示している。なお、この権限の法源は、捕亡律罪人持杖拒捍条逸文の「捕罪人、而罪人持杖拒捍、其捕者格殺之」という規定であろう。

第二に「凶党」集団を鎮圧するために国衙が必要とする軍事力を調達する権限が委譲される。冒頭に掲げた、

中央政府―「追討宣旨」↓国司―「下知」↓国内武勇輩

という定式が「追捕官符」の効果のこの側面である。また表1に「差発人夫（兵）」^㉒「発兵」^㉓「発兵」^㉔「発兵」^㉕「発兵」^㉖「発兵」^㉗「発兵」^㉘「発兵」^㉙「発兵」^㉚「発兵」^㉛「発兵」^㉜「発兵」^㉝「発兵」^㉞「発兵」^㉟「発兵」^㊱「発兵」^㊲「発兵」^㊳「発兵」^㊴「発兵」^㊵「発兵」^㊶「発兵」^㊷「発兵」^㊸「発兵」^㊹「発兵」^㊺「発兵」^㊻「発兵」^㊼「発兵」^㊽「発兵」^㊾「発兵」^㊿等々の文言が散見し（*源平内乱期以前に限定して例示）、「追捕官符」には一般的に「発兵」規定が伴っていたことが想定される。（*この部分『追捕官符』には一般的に『発兵』文言が明記されているか、暗黙のうちに発兵が許容されていたと思われる

る。」に変更。）

第三に、「追捕官符」は必要なだけの軍勢を調達するために、軍事勤務に対する代償として恩賞の給与を約束している。表1の⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㊿の事例、および「蒙追討宣旨、必可有勳賞也」^㉞という法理がその一般性をよく示している（第五章で詳論）。

以上の三つを主要な内容とする権限が、「追捕官符」によって国衙に授権されるのである。国衙が国内武士を合法的に催促する場合に「追捕官符」を不可欠の要件とした理由が、これらの諸点によって十分納得できるだろう。

なおここで「追捕官符」に付随する「発兵」規定において、九世紀はおろか十世紀にいたつてもなお「差発人夫」・「差発人兵」という表現が使用されていることに一言しておく必要がある。一つには、国衙の催促対象者の階層の問題に関わっていると思うからであり、今一つには国衙の軍勢催促権^㉞と国衙軍制と律令軍事警察制度との関係を究明する手掛りが得られると考えるからである。「人夫」「人兵」という文言は、その語感から一般農民の強制的徴発方式が想定されるかもしれない。そうだとすれば「追捕官符」にもとづく国衙の軍勢催促対象者は一般農民ということになつてしまう^㉞。だがしかし、この文言は捕亡令有盜賊条・同追捕罪人条にみえる法制上の概念であり（義解によれば「人兵」とは「人夫及兵士」のことである）、決して催促対象者の階層を意味するものではないのである。ちなみに、かかる「人兵」の実態は、八世紀初頭においてさえ「強幹人」と呼ばれる武芸練達者であり^㉞、一般農民とは明らかに区別された存在だったことがわかる。したがって十世紀以降に「人兵」「人夫」と表記されているからといって、文字通り、農民と考えてはいけない。むしろ実態としては、国内武士であったとみるべきである（*延暦十一年〔七九二〕軍団兵士制廃止後にみえる「兵士」「官兵」

が軍団兵士でないことはいうまでもない）。

このことはさらに制度的前提について、次のごとき重要な論点を提起していると思われる^㉞。すなわち国衙の軍勢催促権^㉞と国衙軍制は、征討軍編成の前提として平時から常備されていた律令軍団兵士制^㉞を史的前提として発展してきたものではなく、むしろ軍団兵士制の存在を必ずしも前提としない捕亡令にもとづく国司の「人兵」差発権を継承した形態であったという点である^㉞。このようにみるなら、戸田芳実氏が想定された国衙軍制^㉞と律令兵士制再編成説^㉞、石井進氏が展望された国衙軍制^㉞と健児制継承説^㉞は謬見として退けられねばならない。

次に国司が「追捕官符」なしに軍勢催促した場合、いかなる処分を受けたかについて実例に即してみよう。元永元年（一一一八）下総守源仲正は「故義親法師履置宅主」常陸国住人某を「数百人兵士」を相具して追捕・進上したが、それに対して檢非違使勘問は「太無実」と断じ、『中右記』の記主中御門宗忠は「事体非重犯欺^㉞」と評している。事実誤認にもとづく国司の「数百人兵士」の催促・追捕は「重犯」に相当すると考えられていたのである。また時代はやや遡るが、嘉祥二年（八四九）紀伊守伴龍男が「与国造紀宿祢高継不愜、於是不忍怒意、輒發兵捕高継并党与人等」という事件を起した。その際據林並人は「百姓有犯過者、雖云長官、須委之傍吏、任理勘決、而躬捕前人、事乖物情^㉞」と上申している。すなわち「犯過者」は「任理勘決」すべきなのであり、長官たりといえども「輒發兵」して追捕することは「乖物情」く重大な職権の逸脱^㉞と越権行為^㉞だったのである。この二つの事例からだけでも、「追捕官符」にもとづかない国司の恣意的軍勢催促は重大な越権行為として罪科に処せられたことは明白である。なおかかる国司の恣意的軍勢催促に対する掣肘は擅興律擅發兵条「凡擅發兵、二十人以上、杖一百、五十人徒一年、五十人加一等」の規定に法源をもつと思われる。

以上本章では、国衛の軍勢催促において「追捕官符」のもつ意味について追究した。これまでの論述によって、国衛の国内武士催促権が通常の国衛行政権に由来するものではなく、「追捕官符」を通して授権されたものであること、いいかえれば「追捕官符」こそ国衛軍勢催促権の唯一の源泉であったことを証明しえたと思う。そしてこのことは観点をかえてみるならば、王朝国家の中央権力は全国統治を実現するための最低限の条件として、全国的規模での「重犯」検断権と最高軍事指揮権を最終的に独占していたということができよう。たしかに中央政府は国衛の国内武士編成の内部にまで立入って把握することはなかった。だがそのことはただちに中央政府の軍事的無力を意味するものではない。かえって政府は「追捕官符」を通じて間接的にはあるが確実に、国衛の軍勢催促権を制御・拘束しているのであって、この意味で「追捕官符」がもつ国衛軍制の編成・動員におけるひきがねとしての意義を強調する必要があると思うのである。「国家とは、ある一定の領域内において、合法的な、物理的強制力の独占をみずから（効果的に）要求するところの、あの人間の共同体である」、あるいは「国家は強制力に対する『権利』の唯一の源泉²⁹⁾」なのである。

二 交名注進

前章の論述によって、王朝国家体制下の国衛の国内武士催促権が、実は「追捕官符」による中央政府の指令に根拠をもつ他律的な権限であったことが確認された。次に考察しなければならぬのは、前章冒頭で掲示した暫定的定式の次の部分、すなわち、

国司―〔下知〕↓国内武勇輩

という催促方式の具体的形態である。

ところで自明のことではあるが、国衛が国内武士を催促するためには、あらかじめ催促要員たるそれらの人々を選抜し、一定の形式で把握していることが必要である。この点について注目すべき見解として、石井・戸田両氏の所論をあげることができる。石井氏は、先祖伝来の家系と武士の家にあふさわしい過去の経歴の記録（Ⅱ「譜第図」）が国衛に保管されておられ、武士であるか否かの認定が結局は国衛との関係でなされたと推定された³⁰⁾。また戸田氏も公事勤仕に関する差文・定文・日記・実録帳・交名などの諸注文の類が、軍役を含む公事賦課に関する国例の「支証」となっていたのではないかと論じておられる³¹⁾。かかる「支証」たるべき雑公文をさらに限定すれば、私は第五章で詳述する「合戦日記」・「勲功者注文」など勲功者に関わる文書こそ、武士の実績把握、武士であることの認定にとつてもっともふさわしい雑公文であると考えている。

だがしかし、右記の雑公文が武士の実績把握の「支証」であったとしても、国内武士を催促することを直接の目的とする把握形式としては、それとは別に独自の形式があったはずである。「武士交名」注進がそれである。

石井進氏は鎌倉幕府が御家人役を賦課するためにことあるごとに一国単位の御家人交名を国衛在庁に命じて調査・注進させたことを明らかにされたが³²⁾、かかる国衛在庁による国内武士交名の調査・注進という作業は、実は少なくとも院政期まで遡って確認することができるのである。すなわち治承四年（一一八〇）十一月、源頼朝軍の西上を防遏するため、美濃源氏らに「要害守護」を命じようとした公卿議定において、吉田経房は「承交名可載宣旨状敷³³⁾」と述べている。また安元三年（一一七七）五月、伊豆に配流された前座主明雲を奪取した延暦寺大衆の動向に対処するため、後白河は近江・美濃・越前三国の国司に「各可注進国内

武士²⁴⁾と命じている。さらに遡って保延元年(一一三五)三月、瀬戸内海沿岸諸国「猛勢輩」の海賊蜂起に対する対策として「指国々武士等交名、各給宣旨、自件賊慎敷²⁵⁾」という案が提出されている。これらの事例から、中央政府が「国ごと」に命じて国内武士の「交名」を調査・注進させ、「追討宣旨」に「交名」を載せて国に発給する方式が、院政期において一つの軍勢催促方式として存在していたと断定することができ

る。この中央政府が国内武士を、「交名」注進を通じて直接把握する方式は、院政期になって新たに出現した方式であり、それ以前の10・11世紀には全くみられなかつたものである。とすればこの方式は、国衛軍制の史的展開における一つの重大な変動とみることができよう。その間の事情については、保延元年の海賊対策における権中納言源師時の「宣旨状云、国司仰国内猛者、可令追討者、愚案、此事不可叶、故者、諸国猛勢輩、各好海賊²⁶⁾」という現状認識によってうかがうことができる。

すなわち国内武士はこの時期、国司の軍勢催促に応じなくなつていたというのである。このように国内武士は国司の軍事的把握からしだいに離脱しつつあつたのであり、かかる国衛軍制(国司を通じての国内武士催促方式)の解体傾向に対する認識にたつて採用されたのが、中央政府による直接掌握方式だったのである。

かく院政期に入つて中央の軍事的対策のなかで「国内武士交名」が登場するのは、国司が国内武士を十分掌握しえなくなつた段階での中央政府の新たな対応によるもので、「追捕官符」による制御・拘束のほかはすべて国司の裁量に委ねられていた10・11世紀に、「武士交名」を含め国内武士催促の具体的手続きが中央の史料に登場しないのは当然のことである。したがつて10・11世紀における国衛の国内武士催促方式を正攻法によつて説明することは史的制約からほとんど不可能に近

いといわねばならない。唯一可能な道は間接的方式による類推以外にな

い。さて、院政期の国司が「武士交名」を注進している事実は、当時の国衛が国内武士を催促することが困難になつてきつたことといへ、彼らを確実に帳簿(「交名」)上では掌握していたことを意味している。だとすれば本来の国衛による軍勢催促では、国衛があらかじめ調査・登録している「国内武士交名」にもとづいておこなわれたと考えられるのである。それでは国衛は軍勢催促Ⅱ軍役賦課を直接目的とする国内武士の調査・登録を、具体的にはどのように行なつていたのだろうか。

戦時における軍役賦課とはやや性格を異にするとはいへ、平時における軍役の特殊な形態と見做すことができる山城国賀茂祭騎兵役の賦課方式がこの問題を考察するうえで貴重な手掛りとなる。すなわち寛平九年(八九七)四月官符に引かれた山城国司解によれば、国司は賀茂祭齋院行列の陣列に必要な騎兵を調達するためにまず郡司に命じて「土浪人堪事者」を選定・差進させた。そして「注拒押人交名申送」「承引之輩不及廿人」という文言によつて、国司は彼らの「拒押」「承引」状況の全体をも郡司を通して把握していたことがわかる²⁷⁾。類似の事例としては、戸田氏によつて取り上げられた『高山寺本古往来』²⁸⁾の次の内容が注目されよう。すなわち「武者子孫松影」なる人物が国衛税所から「進官米押領使」に差定されたが、それは、代々押領使として公事を勤仕してきたことを郡司・書生が税所に「伝言」したからであつた²⁹⁾。「武者」にふさわしい公事である進官米押領使に郡司・書生の「伝言」によつて勤仕させていることに注目したい。また国司が諸国追捕使を選任する場合においても、「前々国宰、部内武芸之輩、撰堪其事之者、申請公家、為追捕使」というように、国衛はあらかじめ選任すべき「部内武芸之輩」を把握していたのである。

上記の事例は、撰関期における「国内武士交名」の存在を直接的に示すものではないが、やや強引に一般化するなら、国衙は平時において国内武士にふさわしい諸役を勤仕させるために、国一郡行政機構を通じて彼らの「交名」を調査・把握していたと結論してさしつかえないと思う。そして軍役賦課に軍勢催促も、あらかじめ国一郡行政機構を通じて調査・登録していた国内武士「交名」によっておこなわれたと思われる。またかかる調査・登録の基準こそ、国衙文書収蔵庫（「国底」・「庫底」）に保管されている雑公文のうち「勲功者注文」・「合戦日記」から確認される各国内武士の過去の経歴や実績であったと推定されるのである。

以上本章では、院政期における「国内武士交名」注進の事実から出発し、王朝国家体制下の各国衙が国内武士に軍役を含む種々の公事を勤仕させるために、撰関期以来、国一郡行政機構を通じてあらかじめ彼らの「交名」を調査・登録していたことを述べた⁴⁰。かかる調査・登録は軍勢催促とは一応区別された催促の前提としての行政事務である。国内武士一人一人の行政上・帳簿上の把握と、現実に彼らが催促に応じるか否かは別個の問題であり、前者が行政事務として比較的容易に実現しうるのにくらべて後者のほうははるかに困難であり、それには国衙の一般行政作用とは異なる原理が働いているはずである。しかしこの問題にとりくむ前に軍勢催促の具体的形式についてさらに考察しなければならぬ。

三 廻文

「追捕官符」によって「凶党」追捕を命じられた国衙は、行政機構によつてあらかじめ調査・登録してある「国内武士交名」にもとづいて彼らを催促するのであるが、その形式は「廻文」であった⁴¹。（*以下、

再々投稿原稿により補筆。「廻文とは、複数の宛名人に順次回覧して特定の役に勤仕するよう求める文書形式であり、『日葡辞書』に「戦争の準備をするよう領主が臣下に書く手紙で、常に同じ手紙が多くの人々の間をまわる」と解説されているように、中世を通じて軍勢催促の一般的形式であった。）」

ところで源平争乱期を除き、残念ながら王朝国家体制下の諸国衙が「廻文」で出陣催促したという明証はない。その事情は前章でも述べたように、一〇・一一世紀には中央政府は国内の軍勢催促の具体的形式について全く関知せず、すべて国衙の裁量に委ねていたという理由にもとづいている。しかし、間接的に推断することは不可能ではない。

第一の根拠は前章で論じた国衙による「国内武士交名」注進の事実である。「記其交名状謂之散状」⁴²「散状と云は、廻文の事也」⁴³と解説されているように、「交名」注進は「廻文」発給のための前提作業であった。したがって「交名」注進の事実は間接的にはあるが、「廻文」による催促方式の存在を窺知せしめるのである。第二には、王朝国家体制の全期間を通じて中央政府が複数の人々に「雑事」を勤仕させる形式が「廻文」であったことである。この時期の古記録（*『九曆』『権記』『小右記』の事例を表2に示した）や『宇津保物語』⁴⁴・『今昔物語集』⁴⁵などに「廻文」による催促の事例が散見され、『伊呂波字類抄』⁴⁶の「廻文」の項には「官外記触事廻仰諸家雑事准之」と記されている。かかる事例から推して、特殊な諸役に複数の人を参勤させる一般的形式として普遍的に利用されていた「廻文」が、国衙の国内武士催促の手段として採用されていたと推断して大過ないと考える。

表2 『九曆』・『権記』・『小右記』にみえる題文

年月日	記事抄録	出典
天曆 1(947),12,20	荷前使随員散位平忠則、題文に病を注し不参。	九曆
長徳 4(998),9,24	頭弁行成、左府道長邸で維摩会題文を書き大外記に付す。	権記
長保 2(1000),9,5	頭弁行成、左府道長に維摩会掛会題文を覧じ、下す。	権記
寛弘 8(1011),10,11	権中納言行成、三条即位式供奉官人を催す題文3枚を見る。	権記
長和 1(1012),10,19	大嘗会悠紀方膳部を親王公卿に奉仕させる題文を実資に持ち来る。	小右記
長和 2(1013),8,14	斎宮行事所、御稷出車題文を実資ら公卿八人に達む。	小右記
長和 3(1014),3,24	実資、仁王会行事所題文に任せ、從僧の齋を調備し送る。	小右記
長和 4(1015),4,23	教康親王家、斎院稷祭行列の童女の馬の題文に応じず。	小右記
寛仁 1(1017),10,16	仁王会行事所から実資に延休堂を装束せよとの題文が来る。	小右記
寛仁 1(1017),12,16	実資、僧綱題文で諸社に仏舍利を奉る童1人を求められる。	小右記
寛仁 2(1018),3,4	実資、臨時仁王会行事所題文により請僧6口の衝重を調備す。	小右記
寛仁 2(1018),6,27	仁王会行事所から実資に加供（僧綱1・凡僧5）題文を送り来る。	小右記
寛仁 3(1019),7,13	造伊勢大神宮神宝行事所、実資に鷲羽50枚を進めよとの題文、来る。	小右記
寛仁 4(1020),12,16	疫病を癒する仁王会により触穢人も不淨物を加供せよとの行事所題文。	小右記
万寿 4(1027),12,30	上東門院主権法成寺法会の加供題文から復任49日以内公卿を除く。	小右記
長元 4(1031),8,22	実資、大極殿百高座仁王会行事所題文により加供す(僧正1凡僧6)。	小右記

上記の推定が認められるものとして、次に源平内乱期における「廻文」による国内武士催促方式を具体例に即して考察してみよう。
『平家物語』巻六「廻文」によれば、源義仲は信濃で挙兵するに先立ち、（*史料引用を追加）

兼遠「まずめぐらし文候べし」とて、信濃国には、ねの井の小野太、海野の行親をかたらうに、そむく事なし。是をはじめて、信濃一國の兵もの共、なびかぬくさきもなかりけり、

とあり、「めぐらし文」によって「信濃一國の兵もの共」を催促している。「めぐらし文」による「一國の兵もの共」催促方式が、内乱期以前すでに信濃国を含む諸國で国内武士催促の一般的形式として存在していたからこそ、義仲と兼遠はこの方式で催促したのである。

同じく巻八「緒環」によれば、都を追われ大宰府に反攻の拠点を移した平氏に対し、豊後国在京國司藤原頼資は平氏「追出」を國衙に命じた。（*史料引用を追加）

豊後国は刑部卿三位頼資卿の國なりけり。子息頼経朝臣を代官に置かれたり。京より頼経のもとへ……一味同心して追出すべきよし、の給ひつかはされたりければ、頼経朝臣是を當國の住人、緒方三郎維義に下知す……（維義）國司の仰を院宣と号して、九州二嶋にめぐらしぶみをしければ、しかるべき兵ども維義に随ひつく。

右の引用記事から、この平氏追放令は、豊後国住人緒方維義が「國司の仰を院宣と号して、九州二島にめぐらしぶみを」発するという形式で施行されたことがわかる。この施行形式を記事に即して図式化すれば、

中央政府―〔院宣〕↓國司―〔追出すべきよし、の給ひつかはす〕
↓代官―〔下知〕↓緒方維義―〔めぐらしぶみ〕↓しかるべき兵ども

と表示できる。第二章の冒頭で暫定的に示した国内武士催促方式に基本的に一致するだけではなく、「廻文」によって現実に軍勢催促を行なう軍勢指揮者が、緒方維義という一国棟梁的武士であったことが明示されている点にとくに注目する必要がある。以上の二つの事例から、一国単位の軍勢催促が「廻文」によっておこなわれたこと、その担当者が一国棟梁的武士であったことが明らかにされた。

さて、内乱期における「廻文」による国内武士催促方式を示す貴重な文書例が左掲文書である。

廻、次第不同、

摂津国御家人等、

豊島太郎源留、奉、

遠藤七郎為信、奉、余准之、

右来何日一谷発向也、当国御家人等、随惣追捕使之催、一人不漏令

参洛、於七条口、而可入見参、若有不参之輩者、即処手謀叛与力衆、

不日可被寄罰者也、依所廻如件、

年月日

追討使源朝臣判^④

この「廻文」は、明らかに鎌倉殿が御家人役としての軍役を勤仕させる形式であるが、この文書例に一定の配慮を施せば王朝国家体制下の国衝の軍勢催促方式を表現する事例として十分利用しうると考える。

第一に、この「廻文」の催促対象は摂津国御家人であるが、交名に列記された豊島・遠藤らの武士は、内乱以前には平氏に属していたか、そうでないまでも元来河内源氏との関係はさほど深くなかった人々だったと思われる^⑤。元暦元年（一一八四）二月、追討使源義経は院宣によつ

て「畿内近国、号源氏平氏、携弓箭之輩并住人等、任義経之下知、可引率之由、可被仰^⑥」という内容の国内武士催促権を付与されているが、上記の交名に掲げられた人々は右の如き追討使に付与された国内武士催促権を横杆として御家人制に組み入れられたものと考えられる。つまり、御家人であるとはいえ、彼らは従来国衝から催促対象者として把握されていた国内武士にほかならなかったのである。

第二に、この「廻文」によれば、追討使の下で国内御家人を統率する指揮官は惣追捕使である。この時期の惣追捕使が「追討使」となった頼朝が、御家人となった東国有力武士を各国に派遣した時の職名^⑦であり、守護制度の原型であることはいままでもない。しかし同時に注意を払わなければならないのは、惣追捕使が王朝国家体制下の諸国追捕使^⑧の権限すなわち「凶党」追捕権を継承した機関であったという点である^⑨。諸国追捕使が一国単位の「凶党」追捕機関であったことについては、天曆十年（九五六）近江国司に下した追捕官符に「応以散位従七位上甲可公是茂、令追捕部内凶党事^⑩」とあり、天曆四年（九五〇）下総守藤有行の押領使申文に「若有凶党之輩、且以追捕、且以言上^⑪」とみえることから明白である。一方、総追捕使も同様に「於総追捕使者彼凶党出来候之程且為承成敗可令守補之由所令存知也^⑫」という記事が端的に示すように「凶党」成敗を目的とする機関であった。かくの如く権限の基本的同一性という点からみても総追捕使（守護）の源流が諸国追捕使であったことは疑問の余地がないが、より直接的に両者の移行関係を示すのは、幕府による守護補任の由来の調査に対し、小山朝政が秀郷以来十三代数百年あまり押領使職を相伝してきており、頼朝によるその相続の安堵がすなわち守護職補任にほかならないと主張している事実^⑬と、「長門国守護職次第第^⑭」の「長門国平家以往守護職、元者号神等押領使職^⑮」という記事である。

さらに注目すべきは、草創期の幕府は総追捕使に守護がまだ設置されていない国では本来守護の果すべき権限を既存の諸国追捕使に委ねている事実である。たとえば元暦元年（一一八四）追討使源義経は石見国御家人に対し「随押領使藤原兼高下知、相具追討使^⑨」すことを命じており、また建久六年（一一九五）には肥前国御家人の大宰府守護所結番注文を肥前国押領使大監藤原宗家、高木太郎大夫が注進している^⑩。幕府は惣追捕使に守護制度が確立するまでの期間、本来守護の権限である戦時における御家人統率と平時におけるその転化形態である番役催促を、王朝国家系統の諸国追捕使に勤仕させる場合があったことが判明する。

かくみれば、内乱期以前には、鎌倉殿が配置した惣追捕使（守護）の国内御家人催促権に対比される国内武士催促権を現実掌握していたのは、諸国追捕使にほかならなかったと結論することができると思われる^⑪。先に緒方維義の「しかるべき兵ども」催促の事例によつて国衙の軍勢催促権は現実には一国棟梁の武士が担っていたと述べたが、このような一国棟梁の武士の国衙機構内部での地位は諸国追捕使であったと推断することが可能であると考える。

以上のような配慮を施すことによつて前掲の「廻文」の文書例を王朝国家体制下の国内武士催促方式の具体的な形態を窺知せしめる貴重な文書例として生かすことができる。すなわち惣追捕使を諸国追捕使に、御家人を国内武士に置き換えれば、まさしく王朝国家体制下の国衙軍勢催促方式の一般的形態を示していると考えるのである。

これまでの叙述によつて得た知見をもとに、第一章の冒頭で暫定的に示しておいた国衙の軍勢催促方式を、いっそう完成されたいわば「理念型」として表現すれば、およそ次の図2の如く定式化できる。

かかる形式にもとづく国衙の軍勢催促方式こそ国衙軍制と呼ぶにものともふさわしい形態であり、それは「追捕官符」が国衙の軍勢催促の唯

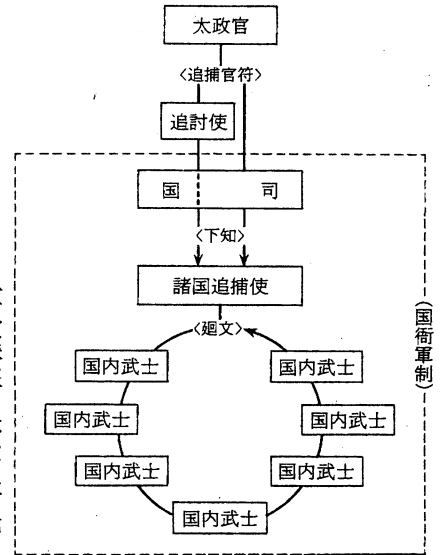


図2 国内武士動員手続き(下向井 - 1981より)

(岩波講座日本通史古代5より転載)

一の源泉として有効性を保っていた九世紀末から十二世紀末までのほぼ王朝国家の全期間を通じて存続しつづけたとみなされる。その間の変動は国司（受領）と諸国追捕使、諸国追捕使と国内武士の關係のあり方の変化として進行するのであって、それはあくまでも前記の軍勢催促方式の枠内での変動にすぎない。この点はさらに後述しよう。

かかる国衙軍制はたんに「追捕官符」を蒙った国衙によつてのみ発動されるだけでなく、中央から検非違使や追討使が派遣された場合にもその指揮下に編入された。検非違使の地方派遣に国衙軍制がその指揮下に組み入れられることがあったことは、長徳三年（九九七）犯人追捕のため検非違使が近江国へ派遣されたさい近江国衙に「供給宣旨」とともに下された「可被仰随使触差副人兵、可令追捕之由^⑫」という宣旨によく示されている。また追討使の指揮下に国衙軍制が編入されたことについては、たとえば平忠常の乱において「(追討)使直方并諸国兵士等^⑬」とみえること、あるいは平正盛の源義親追討にさいして「催近境国々兵士、令因幡守正盛追討之由^⑭」宣旨が下されていることから明瞭である。

このように王朝国家体制下の反国家武装闘争に対する国家権力の抑圧は、国衙が執行する場合も中央政府から検非違使や追討使が派遣される場合においても、「国」単位に行政的・領域的に編成された国衙軍制を基盤としていたのである。かかる意味において国衙軍制は国衙軍勢催促こそ王朝国家権力が全国統治を実現することを保障する強力の支柱であったといえよう。

四 謀反と同罪—軍事刑罰権^⑥

これまでの考察によつて、戦時における国衙の軍勢催促の具体的形式が明らかになったと思う。しかしかかる催促方式が実際に作動し必要とするだけの武士を現実にも動員するためには、それを可能ならしめる一定の条件または根拠が存在していなければならない。そのうちのもつとも主要な根拠が次章で述べる勲功賞給との約束であり、もう一つはここで取上げる出陣拒否者に対する制裁すなわち軍事刑罰権であった。国衙が、平時においては多様な存在形態（政治的地位、人格的従属関係）を示し複雑な利害関係のなかにある国内武士を、そのような存在形態とは無関係に一般的に催促しえたのは、直接的には右の二つの条件または根拠にもとづいていたのである。そしてこの二つがいずれも「追捕官符」に基礎づけられていたことはいまでもない。国衙と国内武士の軍事指揮関係について、これまで説かれていた「地方豪族の利害が国司のそれに一致したとき」「全体として機能しえた」「かなり自発的で主体的な行動^⑦」であるとか、「一種の約諾の上に成立する」「傭兵的性格^⑧」という説明は「追捕官符」にもとづく国衙の軍事指揮権に随伴する刑罰権と恩賞推挙（賜与）権という根本的な問題を見逃している点で正しくない。さて、国衙の軍事指揮権について考察するうえでまず注目しなければ

ならないのは、前掲追討使源朝臣廻文にみえる「若有不参之輩者、即处于謀叛与力衆、不日可被寄罰者也^⑨」という文言である。すなわち廻文に登録され出陣を命ぜられた各武士は、廻文を受理したら参・不参の意思を明確にしなければならず（交名の下の「奉」の字は参勤するという意思表示である。*不参者は不参理由を書かなければならない）、源平内乱期の源氏軍では理由なき不参者には「謀叛与力」罪が通用され敵対者として厳罰に処せられたのである。

もちろん、この源平内乱期の特殊事例だけによつて、ただちに不参者に対する謀叛と同罪の適用という軍事刑罰権を国衙が保持していたと断定するのは早計にすぎよう。しかし一般に命令の実効性が違反者に対する処罰によつて支えられていること、また宮廷行事における廻文による諸役催促において、理由なき不参者に処罰が加えられた事例^⑩がみえることなどから推断すれば、不当な一般化ではないと考える。

他に例証を求めることはきわめて困難であるが、たとえば保延元年（一一三五）平忠盛が進上した海賊七〇人の実体は「此中多是非賊、只以非忠盛家人者、号賊虜進^⑪」というものであった。忠盛家人でない者を「賊虜」と認定して追捕するという論理の背後に、追討使は催促に応じない武士を謀叛与力衆と見做して追捕しようという法理が存在したことがうかがえないだろうか。また天仁元年（一一〇八）源義親の追討を命じた宣旨は「近境国々人民之中、有同意輩由、旁有其聞、為断後悪、為懲傍輩、重又可尋誠件輩者^⑫」という内容をも含むものであり、追討に非協力的だった（催促に応じなかった）武士が「同意輩」と認定された可能性を讀みとることができる。さらに前記寛平九年（八九七）官符には、賀茂祭騎兵役拒捍者に国衙から「不限士浪、不論蔭贖、行斎之外決答五十、以懲将来^⑬」という制裁が加えられることが明記されている。この事例も国衙が不参者に対する軍事刑罰権を保持していたことの一一般

的例証となる。

以上の叙述によつて、国衛が出陣催促に応じなかつた国内武士に対して、謀叛と同罪などを適用して国衛所職を剥奪し所領を没収するなどの軍事刑罰権を保持していたことを不十分ながら論証しえたと思う。国内武士は自己の所持する諸職・所領を従前通り保持し続けたければ、私的な特殊事情にかかわりなく国衛の出陣催促に従わなければならなかつたのである。

五 勲功賞

(1) 追捕官符と勲功賞

国内武士が私的諸事情とは直接関わりない原理で積極的に国衛の軍勢催促に応じる最大の根拠は、国衛が把握していた勲功賞推挙（給与）権²⁵にあった。以下本章では勲功賞請求・給与手続きにおける国衛の役割について具体的に検討していく。

最初に、この時期の勲功賞の性格・特徴について、天慶三年（九四〇）正月の将門追討官符の一節を素材に簡単に整理してみよう。

左大臣宣、奉勅、宣仰国宰、若殺魁帥者、募以朱紫之品、賜以田地之賞、永及子孫、伝之不朽、又斬次将者、随其勲功、賜官爵者、諸国承知、依宣行之²⁶、

まず第一に、将門および次将を追討した者に対する勲功賞の約束が、「官符」によつて「諸国」に「国宰」を通じて通達されている点である。すなわち勲功賞は太政官と武士との間で、国司を媒介に授受されるのである。このように恩賞の授受が人格的・個別的な主従制の原理にもとづくのではなく、王朝国家と個々の武士との間で交換されるところに中世封建

建軍隊とは大きく異なる特徴があつた。

第二に、勲功賞は「追捕官符」にもとづく出陣催促にのみ約束されるという原則があつた。「蒙追捕宣旨、必可有勲賞²⁷」という法理がこの原則を端的に示している。逆に「官符」なき場合は勲功賞は賜与されない²⁸。「追捕官符」にもとづく合法的出陣催促のみが有効性をもちえたのはこのためである。

第三に、勲功賞には「朱紫之品」「官爵」の系列と「田地之賞」の系列の二つの系列があつた。両者は王朝国家体制になつてはじめて創出されたものではなく、律令国家の臨時殊功による特授²⁹や「功田³⁰」給与に淵源する。とはいへ形式の同一性は必ずしもその役割や意義の同一性を意味するものではない。勲功賞としての臨時特授や功田は、九世紀後半以来顕著となつた反国衛武装闘争³¹「凶党」蜂起という新しい政治状況に直面した政府と国衛にとつて、それを鎮圧する軍事力として国内武士を組織するための槓杆としての役割を果たすことになつたのである。そして「田地之賞」の系列は中世封建建軍隊における謀反（叛）人所帶跡給与方式の原型であつたと考えられる。

第四に、魁帥の斬首には「朱紫之品」「田地之賞」、次将の斬首には「随其勲功、賜官爵」とあるように、勲功賞は勲功者が尽した軍忠の程度に照応する。「依軍功之勤、随可有勲賞之轻重³²」という法理がその原則をよく示している。

以上列挙した勲功賞の特徴は、一〇〜十二世紀の王朝国家体制の全期間を通じて基本的に妥当するものと考えられ、それは一面では律令制の臨時特授を継承したものであるとともに、他面、鎌倉幕府以降の勲功賞の前提をなす過渡的性格を示していると思われる。

(2) 勲功者注進

王朝国家体制下の国内武士が自己の軍事勤務の代償として勲功賞を請求する手続きの全貌をもっとも具体的に伝えているのは、寛仁三年(一〇一九)六月二十九日刀伊賊撃退の結果を報告した大宰府解文の一部をなす勲功者交名注文であろう⁽⁷⁹⁾ (以下注文と略記)。表3はその記事を整理したものである。

表3 『小右記』寛仁三年六月二十九日条の大宰府注申勲功輩交名(勲功者注文)

①	勲功者	勲功内容	勲功内容
②	散位平為賢・前大監藤原助高 備仗大藏光弘 藤原友近・友近隨兵紀重方	筑前国志摩郡住人文室忠光	以上五人、警固所合戦之場相戦者雖數多、賊徒正中仲為賢等矢、但重方不載先日府解、事候子細依不注申也、令尋実誠追所言上也
③	同国怡土郡住人多治久明	大神守宮 擬檢非違使財部弘延	賊徒初來志摩郡之日、与所差遣兵士合戦之間、中忠光矢多、又斬賊徒之首進上、并進彼戎具等、賊徒到來之間、於当郡青木村南山辺相戦、賊徒合戦、射取賊一人、斬其首進府、先日解文難注子細、仍件久明自瀧、
④	前肥前介源知	前少監大藏種材	賊徒擊却之間、計要害所々、件守宮等差加兵士予所遣也、而於筑前国志摩船越津辺合戦之間、中件守宮等之矢者多、就中生捕一人、但一人被疵死了、賊徒還却之間、於肥前国松浦郡合戦之間、多射賊徒、又生捕進一人、
⑤	老岐講師常寛		賊徒逃却之日、依有兵船遲出之告、以少式兼筑前守源朝臣道濟遣博多津、且令解纜、且問遣其案内之处、奉使者等各申云、賊船數多、猶造兵船、一度可罷向者、其中種材独申云、種材齡過七旬、身為功臣之後、待造了兵船之間恐賊徒早逃、棄命忘身、一人先欲進向者、道濟以種材所言而為善、然出來軍了者、依賊船之早去、誠雖無遂戰、種材之所言忠節不淺、
⑥			賊徒三襲、每度擊返後、不堪數百之數、一身逃脫、身雖非在俗、其忠不可隠、
⑦			

以下、この注文の記載内容を中心に、各国内武士が合戦において尽した軍忠をいかなる形式で申告し勲功賞を請求したか、そしてその際大宰府(一般的には国衙)はどのような役割を果たしたかについて考察してみよう⁽⁸⁰⁾。

さて、この注文は「若有攻戦忘身勲功超輩者、随其状跡、加以褒賞者」という「追討勅符」にもとづいて言上したものである。この注文には、警固所合戦勲功者五人をはじめ十二人の勲功者交名が記され、表3の記事からわかるように、彼らの勲功賞に値する「状跡」すなわち合戦場所・日時・軍忠を尽した状況・射殺人数・分捕った首級・生け捕り人数・鹵獲武器雑物等の戦果が、詳細・克明に注記されている。このような具体的な内容の記載を含む注文を大宰府官人が作成・上申するためには、その前提として最小限つぎの二つの作業が必要である。一つは、合戦に参加した各武士またはその戦闘集団が自己の軍忠を尽した状況と戦果を詳細にわたって大宰府に申告するという手続きであり、もう一つは、右の軍忠申告を大宰府官人が審査・認定するという作業である。

まず合戦に参加した各武士の勲功賞の申告手続きについて具体的にみてみよう。注文の②「斬賊徒之首進上、并進彼戎具等」(文屋忠光)、③「射取賊一人、斬進府」(多治久明)、⑤「生捕進一人」(源知)などの記載から明らかなように、各武士は大宰府に分捕った首級・生捕・鹵獲武器等を進上することによって勲功を査定してもらっていたことが確認される。また彼らの具体的な「状跡」記載は、彼らが首級などの戦果に副えて提出した戦果報告書にもとづいていると思われる。それは他の類似の実例から十分に論証できる。

たとえば、天慶四年(九四一)藤原純友らの組織的抵抗が壊滅した後、備前から但馬へと逃れた「凶賊」藤原文元ら一行を斬首した但馬国住人賀茂貞行は、ただちに「注事由言上於当国」している。この「事由」の

内容は「廻計催發数百之兵」「文元拔太刀、襲向貞行、然而不顧身命、尤庶成功、適射殺兩人、即取其首了」⁽⁸⁾という文元兄弟斬首に至る具体的状況であったはずである。このように合戦において「凶賊」を斬首した勲功者は、分捕った首級に副えて軍忠を尽した状況と成果を克明に（あるいは誇大に）記載した報告書を国衛に提出したのである。

かかる報告書は当時一般に「合戦日記」と呼ばれていた。やはり純友の乱の時の事例であるが、天慶四年「凶賊」桑原生行を斬首したことを豊後国に告げた追討使源経基下文の次の一節が注目される。

賊徒今月六日襲来当国海部郡佐伯院、爰始従申時、至于酉剋、合戦之間、生捕伴生行并擊殺賊徒、及討取馬船絹綿戎具雜物之由、以同七日、相副合戦日記、進送大宰府已了⁽⁹⁾、

この記事から「合戦日記」には少なくとも桑原生行ら賊徒との合戦場所・日時・時刻・軍忠を尽した状況・戦果の内容などが記載されていたと思われる⁽⁸⁾。経基は生捕った生行や賊徒の首級に副えて、この「合戦日記」を大宰府に進送したのである。この手続きは前記の賀茂貞行の場合と基本的に一致し、本節の分析対象である大宰府勲功者注文に記されている各勲功者も同様に「合戦日記」提出という手続きによって勲功を申告したものと考えて間違いない。

次に、また刀伊賊勲功者注文にもどって、各武士の勲功申告（戦果と「合戦日記」）を受理した大宰府の官人の勲功の審査・認定についてみてみよう。注文の①紀重方の項に「但重方不載先日不解、事操子細依不注申也、令尋実誠追所言上也」という記事がみえる。この記事が端的に示しているように、大宰府官人は各武士が提出した首級等の戦果と「合戦日記」をつきあわせて厳重に実検して（「尋実誠」）、勲功の審査・認

定を行ない、「勲功者注文」を作成・上申したことが確認されるのである。

以上、刀伊賊撃退における勲功者申告手続きについて「大宰府勲功者注文」を中心に具体的に考察してきたが、この手続きは一〇〜一二世紀の王朝国家体制の全期間を通じて各国衛において十分妥当するとみてよいと思う。前記した賀茂貞行の場合の「注事由言上於当国、以解文参上」⁽⁸⁾という手続き、あるいは天曆二年（九四八）伊予国の「越智用忠依海賊時功可叙位解文等」⁽⁹⁾の申請、または天元五年（九八二）伊予国司の「海賊追討解文」にもとづく「成功者三人、隨其品秩可被賞進者」⁽¹⁰⁾などの事例は、明らかに国衛が勲功賞推挙権を保持していたことを示すものである。

以上述べてきたことから、「追捕官符」によって約束された恩賞を期待して国衛の出陣催促に従った個々の武士は、自己の戦功とそれを詳細に注した「合戦日記」を国衛に提出し、国衛の実検・推挙をうけることによってはじめて勲功賞の特典に浴しえたことが明らかになった。かくして国内武士が国衛の軍勢催促に積極的に参加していく有力な理由の一つが、国衛の掌握する勲功者推挙権にあったことを論証しえたと思う。

なお表4は一〇〜一二世紀における勲功賞の事例を不十分ながら表示したものである。史料として残存している事例は、国守や五位以上の勲賞が多いが、それらは追討使など一軍の指揮官や「魁首」斬首の勲功賞に限定されていたと思われる、「次将」や一般「凶賊」を斬首した国内武士に与えられる勲功賞はせいぜい表4③④⑤⑩⑫⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒などのように「掾」など任用国司クラスかあるいは下級武官だったと思う。また合戦の規模によって勲賞人数は当然異なるが、たとえば将門の乱勃発当初に橘遠保ら八人（⑩⑫）、将門の乱平定の「任人数十人」（⑮）、天元五年の海賊追討では「成功者三人」（⑳）、刀伊賊撃退では一五人（㉑）（表

表4 10~12世紀の勲功賞

	年月日	氏名	勲功前	勲功賞	勲功名	出典	
①	寛平 6(894),9,18	文屋善友	対馬守	従5下	討新羅賊之賞	小右記	
②	承平 6(936),6,7	紀 淑人	伊予守	従4下	搦捕海賊賞	尊卑分脉	
③	天慶3(940),1,19	藤原遠方		任官・軍監	} (承平海賊賞)	貞信公記	
④	天慶3(940),1,19	藤原成康		任官・軍曹		同上	
⑤	天慶3(940),1,20	藤原文元		任官・軍監		同上	
⑥	天慶3(940),1,30	藤原純友		従5下		同上	
⑦	天慶3(940),1,9	源 経基	武藏介	従5下		将門密告賞	同上
⑧	天慶3(940),1,9	於保月矢		外従5下	将門密告賞	同上	
⑩	天慶3(940),1,14	橘 遠保		遠江掾	} 将門防戦賞	園太曆	
⑪	天慶3(940),1,14	平 公雅		上総掾		貞信公記	
⑫	天慶3(940),1,14	ほか6人		(東国掾)		園太曆	
⑬	天慶3(940),3,9	藤原秀郷	下野掾	従4下	討平将門賞	日本紀略	
⑭	天慶3(940),3,9	平 貞盛	常陸掾	従5下	討平将門賞	同上	
⑮	天慶3(940),11,16	任人数十人			} (軍功賞)	同上	
⑯	天慶3(940),11,16	藤原秀郷	下野掾	下野・武藏守		扶桑略記	
⑰	天慶3(940),11,16?	平 貞盛		右馬助		同上	
⑱	天慶3(940),11,16?	源 経基		大宰権少貳		同上	
⑲	天慶3(940),11,16?	平 公雅	上総掾	安房守		浅草寺縁起	
⑳	天慶3(940),11,16?	平 清幹	上野介	因幡守		類聚符直抄	
㉑	天慶3(940),11,16?	橘 最茂	相模権介	駿河守		日本紀略	
㉒	天慶4(941)	大藏春実	右衛門志	従5下対馬守		(大宰府合戦賞)	大藏系因
㉓	天慶4(941)	橘 遠保	遠江掾	美濃介		(純友追捕賞)	日本紀略
㉔	天慶4(941),9,20	藤原貞包		筑前権掾		(佐伯是基追捕賞)	本朝世記
㉕	天慶5(942),6,21	巨勢広利		左衛門少志	} 去年勲功賞	同上	
㉖	天慶5(942),6,21	大神高実		左兵衛少志		同上	
㉗	天慶5(942),6,21	藤原為兼		兵庫権少允		同上	
㉘	天慶5(942),6,21	藤原遠方		左兵衛権少尉		同上	
㉙	天慶5(942),6,21	藤原成康		右馬権少允		同上	
㉚	天曆 2(948),7,18	越智用忠		従5下	海賊時賞	貞信公記	
㉛	天元 5(982),2,23	成功者3人		品秩に従い賞進	(海賊追討賞)	小右記	
㉜	寛仁3(1019),6	藤原藤規		対馬守	刀伊賊賞	大間成文抄	
㉝	寛仁3(1019),6	大藏種材	前少監	老岐守	刀伊賊賞	大鏡	
㉞	寛仁3(1019),6	大藏		大宰監	刀伊賊賞	同上	
㉟	長元 5(1032),1	源 頼信	甲斐守	美濃守	掃降平忠常之賞	左経記	
㊱	天喜3(1055),3,16	源 齊頼	右兵衛尉	檢非違使宣旨	追捕賞	扶桑略記	
㊲	天喜3(1055),3,16	源 初	瀧口	右兵衛尉	追捕賞	同上	
㊳	天喜3(1055),3,16	小野幸任	瀧口	右馬允	追捕賞	同上	
㊴	康平6(1063),2,27	源 頼義	陸奥守	正4下伊予守	討俘囚賞	同上	
㊵	康平6(1063),2,27	源 義家		従5下出羽守	討俘囚賞	同上	
㊶	康平6(1063),2,27	源 義綱		左衛門少尉	討俘囚賞	同上	
㊷	康平6(1063),2,27	藤原季俊		左馬允	討俘囚賞	同上	
㊸	康平6(1063),2,27	清原武則		従5上鎮守府將軍	討俘囚賞	同上	
㊹	康平6(1063),2,27	物部長依		陸奥大掾	討俘囚賞	魚魯愚抄	
㊺	嘉保 1(1094),3,8	源 義綱	正5上陸奥守	従4上美濃守	搦進犯人等賞	中右記	
㊻	長治 1(1104),7,9	大江行重	左衛門志出納	檢非違使宣旨	追捕賞	同上	
㊼	天仁 1(1108),1,24	平 正盛	因幡守	但馬守	追捕悪人義親之賞	同上	
㊽	天仁 1(1108),1,24	平 盛康		右衛門尉	追捕悪人義親之賞	同上	
㊾	天仁 1(1108),1,24	平 盛良		左兵衛尉	追捕悪人義親之賞	同上	
㊿	天仁 1(1108),5,22	藤原盛重		6位檢非違使	追捕犯人賞	同上	
51	保安 1(1120),1,6	平 正盛	正5上備前守	従4下	犯人追捕賞	同上	
52	長承 3(1134),⑩,12	平 家貞	兵衛尉	左衛門尉	追捕犯人賞・海賊	同上	
53	保延 1(1135),8,21	平 惟綱	馬允	右兵衛少尉	忠盛追捕海賊賞	同上	
54	保延 1(1135),8,21	平 清盛	正5上兵衛佐	従4下	忠盛追捕海賊賞	同上	

4では⑳㉑㉒、そして前九年の役では「源頼義越二階任伊予守、加之子息等及従類蒙恩賞之者廿本也」⁽³⁸⁾（表4では㉓㉔）と二〇人が勲賞されている。

(3) 謀反人跡収公と給与

前節ではもっぱら官爵を給与対象とする勲功賞を素材として考察した。勲功賞申告・推挙手続きをできるだけ詳細に再現したかったからである。しかし国内武士にとって官爵だけが軍事的勤務に対する唯一の代償であったわけではない。むしろ彼らにとつての大きな期待は、国衙在庁・郡司等の所職を獲得し国衙権力を分有することとそれに付帯する所領を累積することであつたと思われる。そこで重視しなければならぬ問題として浮かび上がってくるのが、没官領または謀反(叛)人跡の問題である。

ところで、鎌倉幕府—御家人制という軍事的ヒエラルヒーを支える基礎の一つは、幕府が独占掌握する国家的恩賞給与権の一部である没官領・謀反人所帯跡の処分権にあつた。かかる幕府の権能は、王朝国家の国家恩賞授与権を奪取したものとされている⁽³⁹⁾。幕府の御家人催促を保障する没官領処分権が、このように王朝国家のそれを継承したものであるとすれば、観点をかえてみた場合、王朝国家の軍勢催促を保障した有力な根拠として没官領処分権を想定せざるをえなくなると思われる。

しかるに従来の国衙軍制研究では、この重要な論点がまったく閑却に付されてきたのである。わずかに上横手氏が「私領」についての研究で「(鎌倉時代の)恩給の源流は、より王朝国家や国衙の側からの検討が必要であり」、「とくに武臣の勲功に対する恩賞が研究対象となろう」、「とするどい示唆を与えられているのが注目されるだけである⁽⁴⁰⁾。そこで以下、王朝国家体制の謀反(叛)人跡処分のあり方について、とくに国

衙の軍勢催促との関係に焦点をあてて追求してみようと思う。

ここでも内乱期における没官領処分問題が、それ以前の同じ問題を解明する指針となる。源頼朝は挙兵以後の一連の軍事的勝利の度に、制圧した敵対勢力の旧領を「収公」し「軍士之勲功賞」として宛行つている⁽⁴¹⁾。また平家追討後はその龐大な所領が謀反(叛)人跡として頼朝の手中に帰し勲功賞として御家人に宛行われたことは周知の事実である⁽⁴²⁾。かかる頼朝の謀反(叛)人跡処分方式は再びくりかえすが王朝国家の恩賞給与権を奪取したものであるとされておられ⁽⁴³⁾、このことから、王朝国家体制下では王朝国家自身が謀反(叛)人鎮圧者に謀反(叛)人跡を勲功賞として宛行う原則が存在したことが論理的に導かれることになる。

そこで具体的事例に即して右の点を考察していく。まず保元・平治の乱における謀反(叛)人跡処分の問題をとりあげてみよう。保元の乱の終結後太政官は藤原忠実がなおも「庄々軍兵」を催促しようとしている莊園および左大臣藤原頼長所領の「没官」を「諸国司」に命じ、そのうち現任公卿が預所となつている庄々以外は「国司」が「沙汰」するように指示している⁽⁴⁴⁾。また藤原太子という人物が亡父以来多年にわたつて預所として庄務を執行してきた飛騨国白川庄も「一世天下大事出来之時」に「国司の為に収公され」ている⁽⁴⁵⁾。

平治の乱後の事例では、もと源義朝の「私領」であつた丹波国吉富庄内宇都郷が「謀叛」のため「没官」され「平家之所領」に帰しており⁽⁴⁶⁾、千葉常胤の「先祖相伝之私領」相馬郡も「義朝謀叛」のゆえに「国衙」から「没収」され⁽⁴⁷⁾、さらに近江源氏佐々木秀義も義朝に従つたため相伝地佐々木庄を「得替」されている⁽⁴⁸⁾。

これらの事例から、院政期の国衙が謀反(叛)人「私領」収公権を保持していたこと、また謀反(叛)人跡が勲功者に勲功賞として宛行われる慣行があつたことは疑いえない。ところで一般に国司は在庁・郡司な

どの所職の進退権を掌握していたのであるから、謀反(叛)人跡が預所職・下司職のような荘園所職ではなく国衙在庁職・郡司職の場合、当然国司は収公権ばかりでなくその宛行に給与権をも保有していたはずである。この想定は、源平内乱の終結後、長谷部信連が「防戦大功」「先日武功」により「自国司給安芸国檢非違所并庄公」⁹⁹⁾ っている事実によって確かめられる。このことから勲功賞としての在庁職・所領の給与権が本来国司の掌握下にあったことは疑問の余地がない。

以上の検討により、王朝国家体制下(少なくとも院政期)、国衙は謀反(叛)人跡収公権と勲功者への宛行権を掌握していたことが明らかになったと思う。なお勲功賞としての謀反(叛)人跡の宛行も官爵の場合と同様、武士が提出した「合戦日記」を基準に判定されたと思われる。また国衙謀反(叛)人跡収公・宛行権が「追捕官符」に根拠をもつことも第一章の「追捕官符」の分析から当然想定される。

しかしながら右の知見は、一二世紀後半という限られた期間における諸事例から導いた結論であり、したがってそれが王朝国家の全期間を通じて一貫する原理であったか否かについては、なお検討を要すると思われる。そこで以下それ以前の断片的な例証によって右の結論の証左としたい。

まず国衙の謀反(叛)人跡収公権についてみていくことにしよう。兼貞珍光時論田勘注案の中の兼貞所進文書に「以長治二年(一一〇五)四月七日夜、依殺害池田郷住人守丸之犯過、被禁固其身畢、守良兼朝臣逆修之間、赦免庁宣并資財雜物収公注文進覽之」¹⁰⁰⁾とみえる。また国衙行政権に準ずる統治権と支配機構を有する伊勢神宮で、康和五年(一一〇三)称宜荒木田宜綱が大神宮放火の罪により流罪に処せられたが、その際「没官」された彼の「田宅資財」の「沙汰」をめぐって官司庁と称宜が争っている¹⁰¹⁾。いずれに帰属するのが正当であるかはともかく、没

官領沙汰権が神宮権力に属していたことには変わりない。これらの事例だけでも、大規模な内乱だけでなく国内で発生する「謀叛」「殺害」など「重犯」において、国衙が犯人所領を「収公」「沙汰」する権限を有していたことは明白である。

次に国衙の勲功賞としての所領宛行権についてはどうだろうか。対象を追捕賞に限定した場合、例証を見出すことは非常に困難であるので、勲功賞一般に対象を拡げて事例を拾ってみると、一一世紀の実態を反映していると思われる『朝野群載』『国務条々事』の一節によれば、国衙在庁の「勤仕公事之輩」のうち、とくに「抱忠節之者」に対して「傍輩」を督励するために「恩賞」を給与する慣行があったことを示している¹⁰²⁾。また承保二年(一一〇七五)四月二十八日播磨国赤穂郡司秦為辰解案には、秦為辰が荒野開発による「勲功賞」として国衙から久富保字荒井溝荒田の「領知」権を承認されたことが記されている¹⁰³⁾。もちろんこの二つの事例は追捕賞とは直接の関係があるものではないが、公事勤仕・荒野開発など多様な領域で国衙に「忠節」を尽した者に、国衙がその代償として「勲功賞」を給与する慣行があったことをはっきりと示すものである。このことから推断して、追捕賞としての謀叛人跡宛行も国衙の給与する種々の勲功賞の特殊な一類型と考えて誤りあるまい。

ところで、一〇世紀前半の天慶の乱の軍事問題を謀叛人跡収公・給与問題の視点にたつて考えた場合、いかに映ずるであろうか。藤原純友を追討した伊予国警固使橘遠保は、その戦功によって伊予国宇和郡を与えられたという伝承を子孫に伝えている¹⁰⁴⁾。また安芸国沼田庄下司沼田氏は、同じく純友追討の功によって先祖藤原倫実が沼田郡を賜与されたという伝承を残している¹⁰⁵⁾。さらにかつて大森金太郎氏は、平繁盛の子孫である豊田氏が下総国豊田郡を本拠としている事実に注目し、豊田・猿島両郡にあったはずの将門の所領は将門追討後平貞盛・繁盛らに継承さ

れたのではないかと推定された¹⁰⁶。ここで本章の冒頭で掲げた天慶三年の勅符に「田地之賞」が約束されていることを想起しなければならぬ。大森氏の推定が正しいとすれば、勅符が約束している「田地之賞」は、将門やその伴類の「没官領」・「謀叛人跡」をもって充たされた断じなければならぬ。ちなみに将門・純友の乱に参加した「凶賊」の多くは、任用国司・在庁・郡司などの地位にある国内有力者であり¹⁰⁷、彼らは所職と国内に多くの所領（*や「負名」としての公田請作権）を保持していたと考えられるのである。

これまでの論述で私は、主に一二世紀の史料を素材にして、国衛が謀叛人跡収公権と収公した所職・所領を追捕勲功者に宛行う権限を掌握していたことを明らかにしたが、天慶の乱における没官領処分問題を上記のように考えるならば、右の結論は一〇世紀前半という王朝国家体制の成立期においても十分に妥当するものとみて誤りないと考える。すなわち、国衛は一〇〜一二世紀の王朝国家の全期間を通じて一貫して謀叛人跡収公権と給与権を掌握していたと結論づけることができるのである。

以上、本章では、「勲功者注文」・「合戦日記」および謀叛人跡処分問題に注目し、国衛が国内武士催促を実現しえた最大の根拠が国衛が独占的に掌握する勲功賞推挙（給与）権であったことを明らかにした。国衛はかかる機能を保持していたからこそ、国内武士に対して彼らの平時における私の特権事情に関わりなく一般的に催促することができたのである。（*以上の勲功賞推挙・給与手続きを図解すれば左図（図3）のとおりである。）

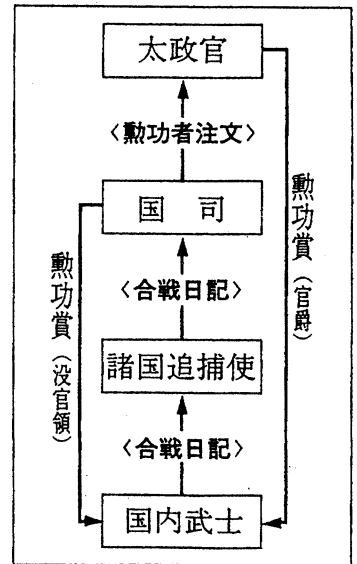


図3 勲功賞給与の手続き

『武士の成長と院政』より転載

結語

以上、本論文では、もっぱら国衛の軍勢催促の具体的形式とそれを可能にする根拠の問題に論点を絞って考察してきた。それによっておおよそ次のような結論を引き出すことができたと思う。

(1) 国衛の軍勢催促権の唯一の源泉は、中央政府の発する「追捕官符」であった。「追捕官符」は「凶党」蜂起など緊急事態が発生したことを中央政府が認定した場合にのみ発給されるもので、それによって国衛は、①犯人に対する実力行使権、②軍勢催促権、③勲功賞推挙（給与）権などの広範な権限を一時的に授けられる。王朝国家の中央政府は全国支配を実現していくための「強力」的支柱である国衛軍制に対する最高指揮権を、「追捕官符」を通して最終的に独占していたのである。

(2) 国衙は軍勢催促をおこなう前提として、国一郡行政機構を通じてあらかじめ催促対象者たる国内武士「交名」を調査・登録していた。「交名」登録の基準は、国衙に保存されている「合戦日記」・「勲功者注文」の案文などによって確認できる各武士の経歴・実績であった。(※その後の研究で、国司任初にあたり国衙在庁によって「胡縁注文」＝「国内武士注文」が作成され、国司に提出されることを明らかにした。)

(3) 「追捕官符」で「凶党」追捕を命じられた国衙は、あらかじめ登録してある国内武士「交名」にもとづいて、彼らに「廻文」を発することによって催促した。現実には国内武士を催促し「凶党」追捕を指揮するのは諸国追捕使(押領使・追捕使)であった。

(4) 国衙が国内武士を平時における彼らの政治的・身分的関係や利害状況に関わりなく、一律に催促しえた根拠は、第一に、国衙が出陣拒否者に謀叛と同罪などの罰則を適用し所職・所領を没収する軍事刑罰権を掌握していた点にあった。国内武士は自己の既得権を保持しつづけたければ、否応なく国衙の催促に従わざるをえなかつたのである。

(5) 第二の、最も重要な根拠は、「追捕官符」を受けた国衙が勲功賞としての官爵推挙権と謀叛人(犯人)跡取公・給与権を掌握していたことである。合戦に参加した各武士は、国衙に自己の戦果とその記録(合戦日記)を提出することによってのみ勲功賞に預かることができたのである。いかえれば国内武士は勲功賞を獲得したければ国衙の催促と指揮のもとに結集せざるをえなかつたのである。この点にこそ国内武士が国衙の軍勢催促に積極的に参加していく秘密が隠されていたのである。右の結論は、制度の生きた姿をできるだけ立体的に復元することをめざして分析したものであり、三世紀にわたる王朝国家体制の全期間における史的変動の側面は意図的に捨象してある。したがって当然分析が静

態的すぎるとの批判が予想される。しかし問題を巨視的にながめた場合、国衙の軍勢催促権の唯一の合法的根拠である「追捕官符」が実効性を発揮した期間が、九世紀中葉(それ以前国衙が「追捕官符」の請求を必要とする政治状況は一般的ではなかつた)から一二世紀末までであること(表1)、諸国追捕使が国衙唯一の公法上の「凶党」追捕機関として存続するのが一〇世紀初頭から一二世紀末までであることの二つの事実は、王朝国家体制の全期間が同時に軍制史上の一段落であることを端的に物語っていると考ええる。その間で予想されるいくつかの変動は、結局、本論で明らかにした国衙軍制の枠組のなかでの変動にすぎない。

そこで最後に、本論では捨象した、国衙軍制の史的展開の諸段落について大づかみに展望して本稿を終えることにしたい。

国衙軍制Ⅱ 国衙軍勢催促権は、法的には捕亡令有盜賊条・追捕罪人条に規定されている国郡官司の罪人追捕を目的とする「人兵」差発権に由来する(第一章)。だが権力に抵抗する主要な形態が(※過酷な労役「衛士・役夫」や)課役の忌避のための逃亡であり、また権力の日常支配の根幹が軍事的鎮圧を伴わない郡司の刑罰権にあった¹⁰⁸⁾。律令国家段階では、右の法形式が国衙軍制という形態に実体化することはありえない。

右の法形式が国衙軍制という制度的実体を備えるようになるのは、九世紀末から一〇世紀初頭にかけて俄かに活発になってくる「凶党」蜂起(※とくに「倭馬の党」を主体とする「東国の乱」¹⁰⁹⁾)という反権力闘争の新たな段階の到来に対応している。「追捕官符」の発給による「凶党」鎮圧方式の確立¹¹⁰⁾、一国「凶党」追捕機関としての諸国追捕使の成立¹¹¹⁾がいずれもこの時期にあたっていることが、国衙軍制の成立を端的に示している。職業的戦士身分としての武士の家系もこの時期の「凶党」鎮圧過程で活躍した勲功者の中から登場してくる¹¹²⁾。

ところでこうして確立した国衙軍制の内部における諸国追捕使と国内

武士との指揮関係は、もともと「追捕官符」（Ⅱ国家公権）に媒介された関係であり、それ自体はけつして人格的・主従制の原理にもとづく関係ではなかった。国衛軍制の変質はかかる制度的枠組を保持しつつ諸国追捕使と国内武士との関係が、主従制的な強固な紐帯に展開していくところに求められる。その時期は院政期である。諸国追捕使職の世襲化と国内武士の家系の固定（「勇武伝家之者」^①）によって両者の指揮関係は幾世代にわたって固定化し、国衛在庁機構での行政的統属関係^②や複雑に展開された婚姻関係^③ともあいまって両者の結合はいっそう強固となり一個の持続的な軍事的ヒエラルヒーを形成していく。そして王朝国家の軍事指揮権に由来しつつも「勲功賞」給与を基本的媒介項とするこの諸国追捕使Ⅱ一國棟梁と国内武士との結合関係は一応「封建的主従制」の素朴な形態と規定することができる^④。このように変質をとげた国衛軍制は、しだいに国司の統御から離脱していき、中央政府が国司に「追捕官符」を施行させることはきわめて困難になっていった^⑤（第二章）。

このような国衛軍制の変質に対して院政期の中央政府は国内武士再掌握のために新たな対応を準備した。一つは、国司に命じて国内武士「交名」を注進させ各自に宣旨を発するという中央政府による国衛軍制Ⅱ国内武士直接掌握方式の採用である（第二章）。この新たな方式は地方武士の中央進出を促進する一つの契機となったと思われる。第二の対応は軍事貴族（Ⅱ源平両氏など）を国司に任じ^⑥、さらに反乱に際して追捕使に任命することによって数箇国にわたる国衛軍制の指揮権を附与して「凶党」鎮圧を勤行させる方式である（第三章）。この方式の確立によって、追捕使の指揮下に編入された諸国武士は追捕使の勲功賞推挙権を媒介に源平両氏と主従関係を結ぶようになる（家人化）。軍事貴族による武士家人化は国衛軍制の枠組を崩すことなく、国内武士催促権をもつ

諸国追捕使Ⅱ一國棟梁を掌握・家人化することを通して実現していったと推定されるが、国という行政的区分をこえて、中央の軍事貴族のもとに諸国武士が直接的に結集する条件が生まれたことの意義は大きい。

治承・寿永の乱の源平両氏の軍事動員は、院政期に確立した追捕使の諸国武士催促権にもとづいておこなわれたものであり、その中にいかに私的主従制原理が存在しているようにも制度的外皮はあくまで国衛軍制以来の一國単位の催促形式を踏襲していたと思われる。乱の過程で頼朝は王朝国家から全国謀叛人追捕権を奪取し（総追捕使Ⅱ守護制度として制度化）、それを保障するための全国武士催促権（御家人制の公法化）・謀叛人跡処分権を奪取する。それによって国衛軍制Ⅱ国衛軍勢催促権は名実ともにその制度的根拠を喪失し、それにかわって守護—御家人体制が一國単位の軍事体制として確立していくのである。

註

(1) (*一九七八年に『日本史研究』誌に投稿したさいの本稿の題名は「王朝国家国衛軍制についての一考察」であった。編集委員会の「問題提起的だから是非」という言葉に期待をかけて再々投稿までした挙げ句に不掲載となった、いわば死産した論文であり、私には特別の愛惜が絡みついている。その後、この論文の内容と重なる部分を含む一連の研究を発表しており、それによって私の王朝国家軍制研究の全体像はほとんど出そろっている現在の時点に立ってみると、当初の題名はそぐわないものになっている。そこでこのたび公表するにあたっては、主題を端的に表す題名に変更する。本誌に掲載するにあたっては、(*)部分を補筆した以外は、簡単な字句訂正を除き、一九七八年段階の再投稿原稿のままである。

(2) 本稿(*一九七八年段階の再投稿原稿。以下本稿とはそれを指す)は王朝国家体制の期間を九世紀末—一〇世紀初頭の一連の国制改

革から一二世紀末鎌倉幕府成立までとみる学説に立つ。現在（*一九七八年）、王朝国家体制の期間について、国家機構や権力編成のあり方をメルクマールに一〇〇〜一二世紀とみる戸田芳実・坂本賞三両氏の学説と、在地領主制・荘園領主制が体制化すると考えられる一一世紀中葉ないし院政政権の成立時期までを王朝国家体制とする小山靖憲・木村茂光・河音能平・中野栄夫氏らの学説とが対立している（坂本賞三「古代から中世へ」『岩波講座 日本歴史』別巻3 一九七七年）。私は国家権力の段階区分は権力機構をメルクマールに決定されなければならぬと考えているので前者の学説にしたがうものである。

またこの時期を独自の国家段階とみなす学説に反対してあえて「王朝国家期」と呼ぶ説がある（中野栄夫「王朝国家期における農民と国衙支配」『史学雑誌』八四巻九号「一九七五年」など。*のち『律令制社会解体過程の研究』塙書房 一九七九年）。しかし私はこの時期の国家が律令国家とも鎌倉幕府成立後の中世国家とも異なる性格をもつ独自の国家段階であると考えるので王朝国家期の語は使用しない。

（*私が本稿を準備していた一九七〇年代後半には「王朝国家論」は定説ではなかった。投稿原稿に対して、王朝国家概念について詳細に説明するよう強く求められた記憶がある。その後、東西の中央学界では、私たちの知らない間にいつの間にか打倒すべき定説扱いされ、いつの間にか過去の学説として葬り去られたようだが、一九九〇年、王朝国家論にとって代わる新たな国家学説として東西同時に鳴り物入りで登場した一〇世紀後半〜一一世紀初頭画期説がどのような国家像を描いているのかはつきりしておらず、個別権門の寄り合い所帯が中世国家だというに等しい権門体制論は国家論の名に値しない。やはり一〇〜一二世紀を一個の国家段階ととらえ、中央政府―国衙―在地の支配関係、天皇と支配層の支配関係、政治機構、財政構造、支配層がその政治機構と財政によって運営する祭祀と儀礼（支配関係・正当性

のイデオロギーの根拠づけ）、荘園政策などあらたな政治課題に対する政策的対応、国制改革による体制転換など、機構と政策を総体としてとらえ、個別研究課題に対して方法的基準を提供しうる王朝国家論の方法論的優位性は変わらない。

（3）本稿では国衙の催促対象者を一般的に国内武勇輩と表記する。その理由は、第一に一〇〇〜一二世紀の史料上では「武勇輩」「武芸輩」などの用語がむしろ一般的であるという点である。第二に軍勢催促が一貫して平時の政治的地位や人的帰属関係に直接かわりない原理すなわち「武勇」「武芸」に「堪」えうるか否かという基準でおこなわれる。いかえれば軍勢催促にとつての本質的条件は特殊な専門技術としての「武芸」「武勇」であり、平時の身分・地位はこの場合偶然的契機ではないのである。第三に「武士」の語を避けたのは、「武士」在地領主という流通概念が定着しているからである。このシエーマに拘泥すれば、在地領主制が確立する時期とされている一一世紀中葉以前は「兵」あるいは「古代的武士」と表記し、以後は「武士」と表記しなければならなくなる。（安田元久氏「武士団の形成」『岩波講座日本歴史（戦後第一次）』（古代4）一九六二年）や福田豊彦氏「王朝軍事機構と内乱」『岩波講座日本歴史（戦後第二次）』（古代4）一九七六年のち『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館 一九九五年）はとくに強調される。なお最近（*一九七八年当時）では戦鬪法や武装形態で一〇〜一二世紀の間に本質的な差異を設ける必要がないこと、むしろ同質面を強調する必要があることが指摘されている（石井進『中世武士団』小学館版『日本の歴史』一二巻 一九七四年）。（*一九七八年成稿の本稿を今回公表するにあたり、「武勇輩」の語をすべて「武士」に改めた。「武士」在地領主」というドグマがすでに過去のものとなっていた一九九五年、『岩波講座日本通史』（古代5）所収「国衙と武士」を執筆したさい、私ははじめて、「本稿では、これまで私が『武勇

輩』と表記してきた一〇〜一二世紀の戦士身分概念を武士と表記する」と明示して、それまで暫定的に使ってきた「武勇輩」の表記を廃棄し、同じ概念内容を表す用語として「武士」を採用することにした。国衛軍制論に立つ私の武士観が一定の市民権を獲得したことにより、あえて「武勇輩」概念を使用する積極的意義が失われと考えたからである。以来、私は一貫して「武士」の語を使用している。

(4) 石母田正『中世政治社会思想上』「解説」(『岩波日本思想大系』21一九七二年)。

(5) 戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七号 一九六八年) のち『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 一九九一年。(※この場合、王朝国家の中央政府や国衛が、明確な目標として中世的関係のあるべき姿を構想していたという意味ではなく、そのときどきの政権が深刻な政治課題に対して現状対応的に打ち出した諸政策が結果として中世的関係を創出する役割を果たしたという意味である。また再々投稿原稿では以下の記述も加えていた。「王朝国家は封建的諸関係を準備・促進する権力であるが、ヨーロッパ封建制がゲルマンの軍制を媒介に発展したことを念頭におくなら、日本における封建的関係の形成にも軍制が大きな役割を果たしたことが予想される。かかる視角からも国衛軍制研究は重要な意義を有する。」)

(6) 戸田芳実「国衛軍制の形成過程―武士発生史再検討の一視点―」(日本史研究会史料研究会編『中世の権力と民衆』所収 創元社 一九七〇年) のち『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 一九九一年) 所収。

(7) 石井進①「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八編五号 一九六九年)、同②「院政期の国衛軍制」(『法制史研究』二〇号 一九七〇年)。ともにのち『鎌倉武士の実像―合戦と暮しのおきて―』(平凡社選書 一九八七年) 所収。

(8) (*両氏の国衛軍制研究は武士研究にも新しい方向性を与えることになった。再々投稿原稿には以下の記述を加えていた。「武士はかかる国衛軍制を媒介にして成長してくるのであって、古代的権力に敵対して所領自衛のために武士団が結成されたとするこれまでの武士発生論の一面性が鋭く批判され、武士Ⅱ在地領主のシェーマに疑問が提起されて武士Ⅱ職能人の観点が導入されるなどの成果をもたらした。*) 詳しくは述べないが、今日の武士論は、戸田・石井両氏問題提起から分立した、高橋昌明氏に代表される職能武士論と下向井の国衛軍制論「国家軍事力論」に分かれる。

(9) 関係論文の二々の列挙は省略する。またこれまでの国衛軍制研究の学説史やその問題点については詳論する余裕がないので、とりあえず上横手雅敬「平安時代の内乱と武士団」(シンポジウム日本歴史5『中世社会の形成』所収 一九七二年)、福田豊彦「王朝国家をめぐる」(シンポジウム日本歴史7『中世国家論』所収 一九七四年)、義江彰夫「中世前期の政治と経済」(『日本史研究入門』IV所収 一九七五年) 参照のこと。(※その後、一九八六年までの国衛軍制研究の学説史とその問題点については、拙稿「国衛軍制」(『古代史研究の最前線』2 雄山閣 一九八六年) で詳論した。国衛権力作用における警察と軍事の関係は「検断」概念によって統合することが可能であり、「重犯」検断の追捕実現のための武装力組織方式が国衛軍制である。一九七八年の時点で成稿していた国衛検断権の構成についての原稿が公表されなかった理由と今後の扱いについては、註(15)で述べる。)

(10) 『長秋記』保延元年四月八日条。

(11) 以下の論述では「追討勅符」・「追討宣旨」・「追討官符」・「追捕官符」・「追捕宣旨」等の種々の形式を便宜上「追捕官符」に統一する。「追討」と「追捕」の文言、また「勅符」と「官符」「宣旨」の形式の相違は、事態の重大性や緊急性の程度によってかなり明確に区別され

ていたようであるが、ここではむしろこれらの共通項を重視したい。

なお、国衙軍制における「追捕官符」の役割について正面から取り上げた業績はないが、私が「追捕官符」の重要性に注目して検討をすずめていく過程で示唆を得た業績として、谷森饒男『検非違使ヲ中心トシタル平安時代ノ警察状態』(明昇舎 一九二二年 八一〜二頁)、中田薫「諸国総追捕使及総地頭職補任統考」(『法制史論集』第二巻所収 岩波書店 一九三八年)、石母田正「頼朝の日本国総守護職補任について」(『歴史学研究』二三四号 一九五九年)などがある。(※私の「追捕官符」論に示唆を与えた先行研究については、拙稿「王朝国家軍制研究の基本視角」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館 一九八七年)で詳論した。そのなかには本稿投稿中に発表された石井紫郎「合戦と追捕」(一)(二)(『国家学会雑誌』九一編七・八号、一一・一二号 一九七八年)があり、問題関心は異なるものの、主として将門の乱における「追捕官符」に注目して「中央―国の追捕・追討体制」について論じており、大いに刺激を受けた。本稿冒頭で「戦時(※公戦)」と書いた「(※公戦)」は石井論文に依拠して補筆したものである。本章の内容は、右の拙稿で詳述しており重なる部分が多いが、一九七八年成稿時の原稿のまま公表する。)

(12) (※表1は、本稿成稿時の表を増補した前掲拙稿註(1)論文の表を転載したので、成稿時の表の番号とは異なっている。その後さらに増補しているが今回の表には反映されていない。)

(13) この場合、被害者は五位以上の官人や権門勢家の関係者であることが多く、権門勢家・官司・有力寺社と関係の乏しい「雑人」身分のものも殺害された場合は、適用をうけることはなかったと考えられる。

(14) 『玉葉』文治元年(一一八五)十月十七日条。これは義経の奏請によって頼朝追討宣旨が出されたとき、九条兼実が述べた意見の一部であるが、一般的法理について述べた部分であるから「追討宣旨」一

般に妥当するものとみてさしつかえない。

(15) 「凶党」蜂起と国衙検断権については別稿で考察する予定である。(※本稿の姉妹編にあたる「王朝国家国衙検断権についての一考察」は一九七八年には成稿していたが、本稿が目の目を見ることがなかったので、本稿を前提に書かれたこの姉妹編は一度も学会誌に投稿することなく今日まで篋底に眠ったままである。本稿と同じように若干の補足を明示的に施したうえで、執筆時原稿のまま「王朝国家国衙検断権の構成」「仮題」として本誌次号『史人』第六号に掲載できたらと思っている。もっともこの両編のエッセンスは、拙稿「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』一五一号 一九八一年)のなかに吸収されている。)

(16) (※表1●印。とりわけ九世紀後半〜一世紀前半の事例)。たとえば『将門記』(岩波日本思想大系8『古代政治社会思想 下』所収 一九七九年)忠平宛て書状の「前下総国介良兼、興数千兵、襲攻将門、不能背走、相防之間、為良兼被殺損奪掠人物之由、具注下総国之解文言上於官、爰朝家被下諸国合勢可追捕良兼等官符又了」(5)、『貞信公記』承平八(九三八)年五月二十三日条「仰依国解可追捕官符賜当国・隣国事」(6)、また『権記』長保二年(一〇〇〇)九月二十六日条「依有国解先日被下追捕宣旨」(7)。(※『将門記』記事、「貞信公記」記事は今回追加した。)

(17) たとえば『小右記』治安三年(一一〇三)正月二十六日条、同年六月二日条によれば、但馬国司藤原実経は「殺害」の嫌疑で小一条院御庄司惟朝法師なる者を「追捕」すべき「官符」を申請したが、その後惟朝法師の訴により「虚偽」であることがわかり、「国司罪科不軽、可停釐務」との裁定が下されている。

(18) 『中右記』嘉保二年(一一九五)十月二十三日条。

(19) 『中右記』天仁元年（一一〇八）正月十九日条。

(20) たとえば森田悌・宮永徹「平安前期東国の軍事問題について」

『金沢大学教育学部紀要』二四号 一九七五年 のち森田悌『解体期
律令政治社会史の研究』収録 国書刊行会 一九八〇年）は表1②の

「諸郡人兵」に注目し、「郡司が郡内の壮丁を兵士として組織し動員す
る体制」「郡司らが中心になり郡内支配層が指揮者となり農民らを夫兵
として組織している」（傍点引用者）と、文字通り一般農民とみている。

(21) 『続日本紀』慶雲三年（七〇六）二月二十六日条「京及畿内盜賊
滋起、因差強幹人、悉令遂捕焉」。なお「強幹人」が武芸練達者を示す
用語であったことは、たとえば「郡司子弟強幹便弓馬者」（軍防令兵衛
条）、「身材強幹便於弓馬者」（軍防令内六位条）から明白である。（*
この点については次の註（22）論文などで詳論した。）

(22) （*この点については、その後、拙稿「捕亡令『臨時発兵』規定
について―国衛軍制の法的源泉―」（『続日本紀研究』二七九号 一九
九二年）、「捕亡令『臨時発兵』規定の適用からみた国衛軍制の形成過
程―戦術革命と『武勇輩』の形成―」（『内海文化研究紀要』二二二号
一九九三年）において発展させた。下向井の奈良・平安時代軍制論のな
かでもっとも批判を受けている部分であるが、主たる論点について訂
正する必要はない。）

(23) 軍団兵士制が対外戦争（*渡海作戦を含む遠征Ⅱ征討）を想定し
た常備軍であったことは、軍防令の諸条を通観すれば明瞭である。か
かる観点から軍団兵士制について言及した研究に森田悌「檢非違使成
立の前提」（『日本歴史』二五五号 一九六九年）、石母田正『日本の
古代国家』（岩波書店 一九七一年）、村岡薫「律令国家と軍事組織」
（『歴史学研究』一九七五年別冊）などがあるが、石母田氏の示唆深い
指摘を除いて、抽象論的次元の記述にとどまっている。（*その後、石
母田氏の視角を継承した下向井は「日本律令軍制の基本構造」（『史学

研究』一七五号 一九八七年）で、律令軍制が対新羅朝貢強要を主目
的とする大規模徴兵制軍隊であったことを、兵部省軍事行政（全国軍
事力データの集中管理）、国司の軍事行政（徴兵・規格武器生産・軍事
力データ調査・報告）、軍団兵士の全国画一的平時編成、全国共通訓練
マニュアルにもとづく全国画一訓練、動員方式、戦時編成などの諸側
面から、実証的に明らかにした。私の律令軍制学説の個別の論点を一
つ一つ検討することもなく、抽象論的次元の議論と同列に並べて印象
レベルで、「この説はますます成立し難いように思われる」「まず結論
ありきの議論」などと安直かつ傲慢に批判する論者がいるが「吉永匡史
『律令軍団制の成立と構造』『史学雑誌』一一六編七号 二〇〇七年、
同「律令軍制研究の課題と展望」歴史学研究会日本古代史部会新年会勉
強会レジュメ 二〇〇九年」、問題意識・分析視角と「結論」の区別も
付かないようでは困る。）

(24) 誤解を避けるために付言しておく、私は犯人追捕に軍団兵士が
全く関与することがなかったと主張しているのではない。「人兵」の
「兵」が本来は軍団兵士であることは明白であり、また追捕罪人条は
軍団が犯人追捕に協力することを義務づけてさえいる。私が問題にし
ているのは組織原則・催促方式についてなのである。（*本稿を執筆し
た段階では「人兵」の「兵」を、軍団兵士制廃止以前においては、捕
亡令追捕罪人条義解のとおり「軍団兵士」と理解しており、拙稿「王
朝国家国衛軍制の成立」（『史学研究』一四四号 一九七九年）から
「健児および健児所についての一考察」（『修道中高等学校研究紀要』
創刊号 一九八三年）まではその理解にもとづいて述べている。しかし
前掲拙稿註（22）一九九二年論文でその誤りに気付き、「人」Ⅱ「人夫」
Ⅱ非武装追捕要員、「兵」Ⅱ武装追捕要員に訂正した。ただし武装要員
・非武装要員ともに軍団兵士を排除するものではない。）

(25) 前掲戸田註（6）論文。戸田氏は「諸国兵士制は全廃されず再編成

されて存続した」、「一國単位で国司が徵発する兵士制は消滅しなかつた」、「九世紀末期で再編成され平安中期で体系化し、院政期でおそらく次の轉換でむかえると予想される国兵士制」などと論じておられる。氏はもっぱら「兵士材料」の側面から、浪人重点の募兵制への轉換について述べられ、制度的展開については慎重に明言を避けておられるが、上記の引用文から律令兵士制再編成説と概括して大過ないものと考ええる。その後発表された井上満郎「平安時代中央軍制の素描」(『奈良大学紀要』二号 一九七三年)のち『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館 一九八〇年)、奥野中彦「律令軍団制の変質」(『民衆史研究』一二号 一九七四年)、同「王朝軍団制の形成」(『民衆史研究』一三号 一九七五年)は戸田氏の所論を継承したものである。ただし、延暦十一年(七九二)に全廃された軍団兵士制がやがて全国的規模で復活して「復活兵士制」となることを想定する前者の見解は全く事実を無視した暴論である。京職と長門国では復活されるがそれは特殊目的による。また後者は九世紀はおろか十世紀以降においても安易に「軍団制」概念を使用しているが、それは固有の内容をもつ歴史的概念の不当な拡張といわねばならない。日本古代における「軍団制」または「軍団兵士制」は、籍帳に登録された兵士を軍団に分番上下させ、画一的練兵規範にもとづく集団的軍事教練を施し、もって対外戦争における大量動員に備える軍制であり、たんに一國単位で徵発されるという点に「軍団制」の基本的指標を求めるのは誤りである。「軍団兵士制」は延暦十一年に一部辺境を除き完全に廃止されるのである。その理由は、一面で「班田農民の分解」が軍団兵士制の維持を困難にさせるとともに(*この点を以下の対新羅関係と同等の比重で評価したのは誤りであった)、他面では国際関係(とくに対新羅関係)の変化が、対外戦争に備えて龐大な常備軍を維持する必要性を失わしめたこ

とにあると考えている。(＊律令兵士制再編成説批判については前掲拙稿註(9)論文で再論している。律令軍制の基本的な構造・機能については前掲拙稿註(23)論文で、また延暦十一年軍団兵士制廃止については、前掲拙稿註(24)一九八三年論文および「光仁・桓武朝の軍縮改革について―律令軍制の解体と律令国家の轉換―」(『古代文化』四九卷一一号 一九九七年)で詳しく論じている。)

(26) 前掲石井註(7)論文。(＊石井氏は「健児制の延長線上に『国ノ兵共』の組織法をおいてみることは十分に可能である。」と述べている。国衙軍制Ⅱ健児制継承説批判については、前掲拙稿註(24)一九八三年論文で詳しく述べた。なお近年、中尾浩康「健児制に関する再検討」(『ヒストリア』二一九号 二〇一〇年)が発表された。延暦十一年に軍団兵士制廃止に替えて設置された健児制の任務は国府などの要所守衛であったとする論点は、中尾論文よりも三〇年近く前に上記拙稿で論じた点とほぼ同じであった。また健児の神事供奉や健児所への展望など拙稿で明らかにした論点を取り入れながら、私見について批判的な指摘はあるものの、中尾説が健児制研究史上、拙稿とどういう関係にあるのか触れるところはほとんどない。)

(27) 『中右記』元永元年二月五日条。

(28) 『続日本後紀』嘉祥二年(八四九)閏十二月二十一日条。

(29) マックス・ウェーバー(西島芳二訳)『職業としての政治』(角川文庫 一九五九年)一一頁。

(30) 前掲石井註(7)論文。(＊石井氏の観点は正しいが、それを「譜第図」に求めたのは誤りであった。拙稿書評「元木泰雄『武士の成立』」(『日本史研究』四三四号 一九九八年)で私は、「戸田芳実・石井進両氏によって国衙軍制論が提起されて以来三〇年近い歳月を経た。その間、研究は確実に進展したと思うが、本書(元木氏著書)が依拠

- し、また批判する国衙軍制論は三〇年前の原点から一步も出ていない。
 ・・・武士が『譜第図』に登録されていたという石井氏の見解にそのまま依拠しているが、『譜第図』は八世紀以来の（郡司の代々相承関係を表示する）『郡司譜第帳』のことであり、武士登録とは関係ない。石井氏の功績は、武士がいかに国衙に把握されていたかという観点を提起したことにある。」と述べた。上記元木著書のように、いまなお石井氏の「譜第図」武士台帳」論を祖述する研究があるが、それは国衙軍制論を「問題提起」された石井氏の望むところではあるまい。）
- (31) 前掲戸田註(6)論文。
- (32) 石井進『日本中世国家史の研究』（岩波書店 一九七〇年）I「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」第二章「幕府と国衙の一般的関係」第二節「御家人交名の注進と御家人役の賦課」一七四〜八頁。
- (33) 『古記』治承四年十一月六日条。
- (34) 『玉葉』安元三年五月二十九日条。
- (35) 『長秋記』保延元年三月十四日条。
- (36) 『長秋記』保延元年三月十四日条。
- (37) 『類聚三代格』寛平九年四月十日官符。
- (38) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往来表白集』（高山寺資料叢書 第2冊 東京大学出版会 一九七二年）
- (39) このタイプの押領使は、「凶党」追捕を職掌とする押領使（国解で申請し官符で任命される）とは全く無関係である。（*拙稿「押領使・追捕使の諸類型」『ヒストリア』九四号 一九八二年）で詳論している。）
- (40) (*この問題については、その後、前掲拙稿註(3)論文でさらに実証的に深めることができた。長くなるが以下に引用する。「受領は任初にあたって在庁官人に命じて国内行政事項万般にわたる資料で

ある「雑事注文」を提出させていた。最近「戸田芳実氏「院政期北陸の国司と国衙」(『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版 一九八七年)のち「初期中世社会史の研究」所収 東京大学出版会 一九九一年)によって「下向井注」紹介された『医心方』紙背文書のなかに院政期加賀国「雑事注文」の目録があるが、そのなかの「胡録(籙)注文」に注目したい。八世紀の国衙は毎年「百姓器仗帳」(「百姓便弓馬者」所有兵器の帳簿)を兵部省に提出していたが、おそらく「胡録注文」はその系譜を引くものであり、「国内武士注文」とみることができ。院政期には、「近江、美濃、越前三ヶ国、おのおの国内武士を注進すべきの由、国司に仰せらる」(『玉葉』安元三年五月二十九日条)とあるように、政府が国司に「国内武士注文」の提出を求めることがあったが、これとて提出を命じられてあわてて調査作成したというより、国衙にはもともと「国内武士注文」が常備されていたとみるべきである。撰関期にも受領が「武者子孫」に運上物押領使の「役」を指名したり(『高山寺本古往来』)、「部内武芸の輩」のなかから追捕使を選抜した例(『朝野群載』)がみられるが、これらもたんに風聞とか評判などをたよりとするのではなく、武士注文に登録されている人物から指名選抜したとみるべきである。武士注文に登録されるのは「武芸」を「家業」として伝承する「武者子孫」であり、武士注文に登録されるか否かによって、「追捕官符」にもとづく軍事動員に指名されるかどうかが決まるのである。だからこそ国内武士を、国内武士を国衙の軍事動員に従う権利と義務を有する戦士身分と規定しうるのである。その意味で、国内武士注文への登録は、武士身分であるかないかの認定根拠であったというべきである。本章は、この論述を踏まえて改稿が必要であるが、ここでは(*)による補訂以外は原型のままにする。)

- (41) 国衙軍制における廻文の役割については、すでに戸田氏が前掲註(6)論文のなかで「追捕兵士」の軍役勤仕は臨時公事の形態で、有時のさい国符・国宣にもとづいて発せられた差文や廻文によって動員をうけた」(傍線引用者)と一般的に指摘されている。
- (42) 『官位稽籍雜抄』(『古事類苑』「政治部三」一三二頁 古事類苑刊行会 一九三五年)。
- (43) 『貞丈雜記』卷之九(書札之部)(『新訂増補 故実叢書』明治圖書 一九五二年)。
- (44) 「菊の宴」。(以下補筆。「只今、内裏の御神樂の召人は、右近の將監松方、右兵衛の尉時陰、右近の將監平の惟則、左衛門の尉藤原師直、平の惟介、宮内少(輔)源の直松、右衛門の佐藤原遠政、うちのらの允平の忠遠、内舍人行忠、道忠、うたの允楠武、むらぎみ、うまの允川敏、泰親、晴親、大和の介直明、信濃の介兼幹など、すべて三十人の者どもこそは、只今の逸物には待るなれ。これらは内裏の召ならでは、たはやすく罷り歩かず、さりとて、殿の召には参りなん。それに皆廻文を作りて遣はさん」とみえ、三〇人の神樂の才ある人々を廻文で催している。)
- (45) 卷二十八円融院御子日参曾祢公忠語第三。(以下補筆。「其ノ歌読共ニ大中臣ノ能宣・源ノ兼盛・清原ノ元輔・源ノ茲之・紀ノ時文等也。此ノ五人ハ兼テ院ヨリ廻シ文ヲ以テ可参キ由被催タリケレバ、皆衣冠シテ参タル也」とあり、円融院が船岡に子日道遥したとき五人の歌人たちが円融院から「廻文」で催されたという。)
- (46) 『伊呂波字類抄』第式卷め十八頁(風間書房 一九五四年)
- (47) 『雑筆要集』(『統群書類従』十一下所収)。
- (48) (*再々投稿原稿により加筆。豊島氏は多田源氏の一族であるが、『玉葉』治承四年「一一八〇」十一月二十三日条「去夜、手嶋藏人某、

- 元候三条宮 近年風 夜候門井藤下辺、放火福原人宅、逐電向東国了)、、『源平盛衰記』字卷第二十四「両院主上還御の事」には「二十三日に撰津国源氏、豊島郡の住人豊島冠者、俄に東国へ落ち下る由聞こえけり」とあり、源頼朝・義仲拳兵以後もこの時期までは平氏に属していたことがわかる。遠藤氏が平氏家人であったことは、『平家物語』卷三「大塔建立」に「清盛未だ安芸守たりし時、安芸の国を以つて高野の大塔修理せられるに、渡辺遠藤六郎頼方を雑掌に附けられて六年に修理畢りぬ」と記され、『遠藤系図』に頼方を「平家の時一家長者」としていることから確実である。)
- (49) 『吾妻鏡』元暦元年二月二十五日条。
- (50) 石井進『日本中世国家史の研究』三〇一頁。
- (51) ここで私が諸国追捕使と呼ぶのは国解で申請し官符で任命される国衙唯一の公的「凶党」追捕機関としての追捕使・押領使である(『西宮記』卷十三諸宣旨、「諸国追捕使、畿内 或奉勅員 外国以国解申官賜官符、押領使同之)。諸国検非違使または検非違使所は主に「勘札」機能を管掌すると考えているので諸国追捕使には含めない。これらの問題は別稿で詳論するはずである(*その後、拙稿「押領使・追捕使の諸類型」(『ヒストリア』九四号 一九八二年)で詳論した。なお国検非違使・検非違使の「勘札」機能については、前掲拙稿註(15)『史人』第六号掲載予定論文。概略は前掲拙稿註(15)『史学研究』一五一号論文で論じている。)
- (52) このような理解は、塙保己一編『武家名目抄』以来、石井進「守護制度(鎌倉時代)」(『中世史ハンドブック』近藤出版社 一九七三年)にいたるまでの通説であり、両者の関係をさらに具体的に追及することが今後の課題であろう。
- (53) 『朝野群載』天曆十年六月十三日太政官符。

- (54) 『朝野群載』天曆四年二月二十日下総守藤原有行申文。
 (55) 『吾妻鏡』文治二年(一一八六)三月一日条。
 (56) 『吾妻鏡』承元三年(一一〇九)十二月十五日条。
 (57) 『統群書類従』四上(*『山口県史 史料編 中世1』「山口県 一九九六年」)。
 (58) 益田家什書元暦元年源義経下文案(『平安遺文』八卷四一七七号)。
 (59) 筑後大友書建久六年八月二十五日肥前国御家人結番注文案(『鎌倉遺文』二卷八〇八号)。
 (60) (*義江彰夫氏は「論文」鎌倉幕府守護人の先駆形態」東京大学教養学部人文科学紀要『歴史と文化』四六一九号 一九七八年、「頼朝華兵時代の守護人成敗」『歴史学研究』四六九号 一九七八年。ともにのち『鎌倉幕府守護職成立史の研究』吉川弘文館 二〇〇九年)、国衛軍制の外部で主従制の原理により国内武士を組織する「国衛守護人」が形成され、それが幕府守護制度の直接の先駆形態であるとす「国衛守護人」論を提起したが、実証的にも論理的にも成り立たない。この点は前掲拙稿註(9)論文で詳論した。)
- (61) 『権記』長徳三年五月二十四日条。
 (62) 『左経記』長元七年(一一〇三)十月二十四日条。
 (63) 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十九日条。
 (64) (*前掲拙稿註(11)論文ではフランク王国の Heer hann の訳語「軍事罰令権」を使ってみた。)
 (65) 前掲石井註(7)②論文。
 (66) 前掲戸田註(6)論文。
 (67) 『雑筆要集』(『統群書類従』十一下所収)。
 (68) 『九曆』天曆元年(九四七)十二月二十日条によれば「廻文」によって荷前使を命ぜられた侍従・散位のうち、理由なき不参輩は解却されている。

- (69) 『長秋記』保延元年八月十九日条。
 (70) 『中右記』天仁元年正月十九日条。
 (71) 『類聚三代格』寛平九年四月十日官符。
 (72) 本稿で国衛の勲功賞推挙(給与)権という用語を用いるのは、給与対象が官爵の場合国衛は勲功者を推挙するにとどまり、対象が国衛在庁諸職や国衛が進退権を持つ犯人跡所領の場合、国衛は給与権を有していたという点を表現したためである。
 (73) 『本朝文粹』天慶三年正月十一日官符。
 (74) 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月十九日条。
 (75) 『小右記』寛仁三年(一一〇九)六月二十九日条の刀伊賊撃退を報じた大宰府解文をめぐる陣定の議論において、「追討勲符」が到着する以前に勲功者を注進したという理由から、勲賞すべきでないという意見が一方で提出されている。この意見は、「勲符」なくして勲功賞なしという原則を形式的にあてはめた原則論的意見としてそれなりの意味があると思う。(*再々投稿原稿によって、「また『奥州後三年記』で清原氏を滅ぼした源義家の軍勢は「官符を給はらば勲賞をこなはるべし。仍て官符なるべからざるよしさだまりむと聞て、首を道に捨て、むなく京へのぼりにけり」とある。」を追加する。)
- (76) 野村忠夫『官人制論』(雄山閣 一九七五年)第四章二「臨時の叙位をめぐって」参照。
 (77) 田令功田条。なお『扶桑略記』天慶三年(九四〇)三月九日条に「即賞藤原秀郷、叙従四位下、兼賜功田永伝子孫」とみえる。
 (78) 『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十三日条。
 (79) 『小右記』寛仁三年六月二十九日条。(*その後、関幸彦『寛仁異賊之禍』と府衛の軍制』「安田元久退任論集『中世日本の諸相』所収 吉川弘文館 一九八九年」が本記事を検討しているが、本稿で問題にしている各勲功者の勲功内容については、すべて「勲功理由略」

として引用記事から省略しており、本稿の問題関心との懸隔を物語っている。

(80) 本節の考察は、佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局 一九七一年）第三章第四節（六）「軍忠状」の「軍忠状の提出者と証判者との関係を追求することによって、当時の軍事組織を考察する手掛りがえられるものと思われる」などの記述から大いに示唆されている。

(81) 『本朝世紀』天慶四年十月二十六日条。

(82) 『本朝世紀』天慶四年十一月二十九日条。

(83) 他に「合戦日記」の実例を例示すれば、寛平五年（八九三）新羅海賊の対馬侵寇事件において島司文屋善友は彼の武略・戦果を記した「日記」を大宰府に提出している（『扶桑略記』寛平五年九月五日条）。また『扶桑略記』天慶三年（九四〇）四月二十五日条に「将門誅害日記」がみえる。

(84) 前掲註(81)。

(85) 『貞信公記』天曆二年七月十八日条。

(86) 『小右記』天元五年二月二十七日条。

(87) 「勲功者注文」と寛仁三年（一一〇一）四月十六日大宰府解（『朝野群載』卷二十）による。なお刀伊賊撃退に活躍した個々の勲功者の検討を通して九州武士団成立の問題を論じたものに志方正和「刀伊の入寇と九州武士団」（『日本歴史』一四〇号 一九六〇年）がある。

(88) 御堂撰政別記裏文書前陸奥守源頼俊申文（『平安遺文』九卷四六五二号）。

(89) 大山喬平「没官領・謀叛人跡地頭職の成立―国家恩賞授与権との関連をめぐって―」（『史林』五八巻六号 一九七五年）。

(90) 上横手雅敬「私領の特質」（石母田正 佐藤進一編『中世の法と国家』所収 東京大学出版会 一九六〇年）。また石井進氏も勲功賞という観点からではないが、国司と国内武士との「一種の主従関係」が

「国司への奉仕の代償として、国衙領内の『職』に補任される関係である」という興味深い見解を示されている（前掲石井註(7)②論文）。

(91) 『吾妻鑑』治承四年（一一八〇）十月二十三日条、同年十一月八日条、養和元年（一一八一）閏二月二十八日条など。（*本稿が篋底で長い眠りについてのち、川合康「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立とその歴史的性格」（『日本史研究』二八六号 一九八六年）が発表され、大いに刺激を受けたが、そののち大きく進展したこの分野の研究については、怠慢にもカヴァーしていない。）

(92) 前掲大山註(89)論文。

(93) 前掲大山註(89)論文。

(94) 『兵範記』保元元年（一一五六）七月十七日条。

(95) 陽明文庫所蔵兵範記仁安二年冬卷裏文書平治元年（一一五九）十一月五日藤原太子解（『平安遺文』六卷三〇四一号）。

(96) 神護寺文書元暦二年（一一八五）正月十九日僧文覚起請文（『平安遺文』九卷四八九二号）。

(97) 櫛木文書永暦二年（一一六一）四月一日千葉常胤申状案（『平安遺文』七卷三二四八号）（*「下総国相馬郡者、常胤先祖相伝之私領候、

然而猶義朝謀叛之故、自国衙被没収候畢。」）

(98) 『吾妻鑑』治承四年（一一八〇）八月九日条。

(99) 『吾妻鑑』文治二年（一一八六）四月四日条。

(100) 近衛家本知信記天治二年（一一二五）至五年卷裏文書（『平安遺文』五卷一九九九号）。

(101) 『中右記』康和五年十月二十二日条。

(102) 『朝野群載』卷二十二諸国雜事上。

(103) 東寺百合文書并（『平安遺文』三卷一一一三三号）。

(104) 『吾妻鑑』嘉禎二年（一一三六）二月廿二日条。（*ただしこの伝承は事実には反している。）

(105) 楽音寺所蔵楽音寺縁起絵巻写『広島県史』古代中世資料編IV 一九七八年。(*)『安芸国楽音寺—楽音寺縁起絵巻と楽音寺文書の全貌—』『広島県立博物館 一九九六年』。

(106) 大森金五郎『武家時代之研究 一卷』(富山房 一九二三年)。

(107) 将門の乱では、武蔵権守興世主、常陸掾藤原玄茂、常羽御殿別当多治経明、足立郡司判官代武蔵武芝らがみえる。

(108) 石母田正『日本古代国家論 第一部』(岩波書店 一九七三年) 五四—六五頁。

(109) (*その後の研究で、「僞馬の党」の蜂起、「東国の乱」が反権力闘争の新たな段階ではなく、国制改革によって否定される既得権益を維持しようとする東国富豪層の反動的反乱であったことを明らかにした。拙著『武士の成長と院政』「講談社日本歴史07巻 二〇〇一年」第二章「武士たちの英雄時代」四八—四九頁。その後の「凶党」蜂起は、王朝国家体制への転換とともに権限を拡大した受領支配に対する抵抗運動が中心である。)

(110) 九世紀末から一〇世紀中葉までの期間は史料の空白期にあたり、「追捕官符」発給状況が表1には十分反映されていないが、寛平—延喜年間の「東国乱」(『本朝世紀』天慶二年「九三九」五月十五日条)の時期に頻りに上野・信濃・越後・武蔵等の諸国また出羽国・大宰府から「飛駆使」が上京し、「勅符」「官符」が発給されている事実(『日本紀略』など)から判断して、かなりの数にのぼる「追捕官符(勅符)」がこの時期右の府国に発給されたことはまちがいない。(※今回掲載する表1にはこの時期の断片的記事を「追捕官符」「追討勅符」の例に加えてある。馳(飛)駆奏言に対しては基本的に「報符」として「追討勅符」「追捕官符」が下されるからである。「報符」に関連して、つい最近発表された錦織勤氏「養老令の臨時発兵規定に関する覚書」『日本歴史』七六九号 二〇一二年]の下向井学説批判について触れ

ておきたい。錦織氏は、捕亡令「臨時発兵」規定では「発兵勅符」を不可欠とし国司を発兵主体とするという私見を「錯誤」と断じ、捕亡令の規定を虚心に読めば郡司発兵権を認めているとする。しかし発兵とともに国司が馳駆奏言することを義務づけているということは、「報符」「発兵を容認する勅符」によって発兵は事後承認されなければならぬことを意味している。発兵を容認しないという「報符」が出されれば、発兵した郡司、それを許容し馳駆奏言した国司は擅興律擅發兵条などで処罰されることになる。このような意味で私は「発兵勅符」が不可欠で国司郡司に発兵権はないといっているのである。また郡司発兵権を認めたら下向井の国衙軍制学説は成り立たなくなるから、下向井は(「発兵勅符」にもとづく)国司発兵権にこだわるのだと邪推するが、本稿で実証的に論じた国衙軍制のあり方は、捕亡令「臨時発兵」規定を前提せずとも論として完結している。そして捕亡令「臨時発兵」規定についての私の理解は、国司の裁量で動員できる「人夫」(非武装追捕要員)と「発兵勅符」を不可欠とする「兵」(武装追捕要員)を区別すべしとする「人兵」論を持ち出すまでもなく、上記の「報符」についてみただけでも基本的に間違っではないことがわかるであろう。錦織氏は自身の「錯誤」に気付かなければならない。錦織氏の批判に対してはいざし反論するが、三五年前の本稿の水準よりはるかに低いレベルで議論が展開されている今日の軍制研究の低迷ぶりは嘆かわしい限りである。)

(111) 別稿で詳論する予定であるが、とりあえず将門の乱鎮圧のために関係諸国に「五位充例可勘」という設置基準にもとづいて押領使が配置されていることから(『貞信公記』天慶二年六月九日条)、この「例」の成立が寛平—延喜の「東国乱」の時期であろうと推測しておく。(※別稿とは、拙稿「王朝国家国衙軍制の成立—延喜の『軍制改革』について—」『史学研究』一四四号 一九七九年]のことである。

この私にとつての公表された処女論文は、本来、本稿のあとに出るはずのものであった。その「はじめに」本文中で迂闊にも「私は別稿『王朝国家国衙軍制についての一考察』「投稿中」において・・・」と書いたことは、若気の至りであった。「はじめに」註⑤に「王朝国家国衙検断権についての一考察」未発表」としたことも同様である。

(12) たとえば源平両氏、利仁流藤原氏、秀郷流藤原氏、相模工藤・二階堂氏、駿河遠江の橘氏、大宰府府官大蔵氏、摂津渡辺党などを考えている。

(13) 『吉記』治承四年(一一八〇)十一月八日条。

(14) たとえば陸奥出羽押領使であった奥州藤原氏は「大介鎮守(府)將軍」であり(上遠野文書陸奥国司庁宣案『平安遺文』五卷二三九五号)、筑後国押領使草野氏は「在国司職」も「本職」として相伝していた(『吾妻鑑』文治二年「一一八六」閏七月二日条)。

(15) 『源平盛衰記』摩卷第三十「実盛討たる」で、越前・加賀・越中に蟠居していた利仁流藤原氏(これら三国の諸国追捕使職は彼らが独占的に世襲していた)の一族斎藤別当実盛について「三箇国の宗徒の者共、内戚外戚について、親類一門ならざる者なし」と述べている。

(16) ここでは「封建的主従制」を、たんに軍事的勤務に対する代償として恩領を給与される人格的臣従関係という意味で使用している。しかしこの場合主従関係の形式が王朝国家への軍事勤務(「追捕官符」にもとづく出陣)を杆槓にしていることが重要である。日本における封建的主従関係は、自生的なものとしてのみ登場してくるのではなく、国家体制としてのそれは、王朝国家の軍事指揮権と勲功賞給与権を媒介にして形成されてくるのである。

(17) (*院政期において国衙軍制が機能不然而陥った重要な要因として、本稿執筆時(一九七七年〜七八年)には十分認識していなかった、長久荘園整理令を契機とする荘園整理政策(荘公分離政策)によって

激増するようになった荘公間武力紛争の問題がある。この問題は拙稿「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研究』一四八号 一九八〇年)の作成過程で気付き、前掲拙稿註(11)論文、また前掲註(109)拙著で踏み込んで論じた。

(118) 『中外抄』(『続群書類従』第十一輯下)に「如為義ハ強不可執廷尉也、天下ノ固ニテ候へば、時々出来天受領ナドニ可任也」とみえ、軍事貴族の受領補任が「天下の固」と考えられていることがわかる。

(*本稿では源平両氏を「軍事貴族」概念で表示しているが、前掲註(109)拙著で「摂関期に貴族といえは一般に京に集住する公卿・殿上人を指す。諸大夫までも貴族とするなら、貴族と呼びうる武士は諸大夫層の源氏や平氏に限定すべきである。平安時代、追捕官符を出すか否かの政治的決定権、すなわち国家の軍事指揮権は政府(天皇・摂関・公卿会議)が掌握しており、武士が関与することはありえなかった。武士はあくまで戦士であった。このような武士に軍事貴族の称はふさわしくないとと思う。」(一二四頁)と述べたとおり、私は「軍事貴族」概念は使用せず、「貴族的武士」の語を用いている。)

(付記) 本稿は、一九七七年一月に広島大学大学院文学研究科に提出した修士論文「平安中期における国衙軍制の構造」の一部を大幅に加筆改稿したものである。日頃から御指導を賜っている指導教官坂本賞三先生に感謝したい。

(*註(一)で述べたように、本稿は一九七七年から七八年「二五歳から二六歳」にかけて成稿し、『日本史研究』誌に再々投稿まで三回投稿した挙げ句に不採択となった、私の処女論文である。今回、再投稿原稿を決定稿とし、再々投稿原稿を採らなかつたのは、再々投稿原稿は査読者を説得しようとして説明が煩雑にわたり、枚数も一四〇枚に達してしまつたからである。当時の編集委員会と交わした書状は、何回か

の転居のうちに行方不明になっており、詳しい経緯はもはやわからない。私の記憶では、再々投稿まで粘ったのは、編集委員会の、問題提起的だから審査意見にしたがって改稿すれば採択可能、という言葉に期待を寄せていたからであった。しかし院政期の国衛軍制として改稿せよ、という審査意見には従うわけにはいかなかった。本稿は一〇、一二世紀を通じて存在した国衛軍制について論じたものであり、審査意見は、院政期にはこの国衛軍制による軍勢催促・反乱鎮圧方式は機能不全に陥っていたという本稿の論旨を根本的に書き改めよ、というものであった。「それでも地球は動いている」。私は節を曲げなかった。当然の報いとして、結局、没になったのであるが、審査意見に屈せず自説を貫いたことは、そのうち研究者として自立していくうえで大きな糧になったと思っている。三五年を経て、もはや研究史的意味しかないかもしれないが、国衛軍制についての基礎的研究として公表する価値はあると思う。国衛軍制研究は、戸田・石井両氏の問題提起を受け止めた私の研究以後、本格的な研究はなされていないのである。

六、七年前になるうか。黄ばんだ手書き原稿をワープロ入力してくれたのは、当時大学院教育学研究科博士課程前期の加藤弘樹君（現広島女学院高校教諭）であった。本稿を本誌に載せることができたのは、加藤君のお陰である。

本稿をいちばん読んでいただきかったのは、いうまでもなく戸田芳実・石井進両先生である。両先生にお届けできないことが残念でない。謹んで両先生の御霊前に捧げたい。

次頁からの表1は、拙稿「王朝国家軍制研究の基本視角」（坂本賞三編『王朝国家国史の研究』吉川弘文館 一九八七年）の三三八頁～三四三頁を各頁B5判に拡大して転載したものである。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧①			
演習日	担当条		担当者
二〇〇八年			
四月一日	寛弘二年十月十五日条		山本佳奈
四月一八日	寛弘二年十月十九日条		山本佳奈
四月二五日	寛弘二年十月二十五日～十一月十一日条		津野太紀
五月二日	寛弘二年十一月十一日～十四日条		尻池由佳
五月九日	寛弘二年十一月十五日～十六日条		加藤弘輝
五月一六日	寛弘二年十一月十七日条	田村幸香・張秀蘭	
五月二三日	寛弘二年十一月廿七日条	遠城千晶・藤原優子	
五月三〇日	寛弘二年十一月廿九日～十二月六日条	瀬上翔・三根祐太郎	
六月六日	寛弘二年十二月九日～十二月十七日条		
六月一三日	寛弘二年十二月廿一日条	野上歩美・福永友希	
六月二〇日	寛弘五年七月七日～八月八日条	田村幸香・張秀蘭	
六月二七日	寛弘五年八月十五日～九月十一日条	遠城千晶・藤原優子	
七月四日	寛弘五年九月十二日～十五日条		
七月十一日	寛弘五年九月十七日～廿日条	野上歩美・瀬上翔	
七月一八日	寛弘五年九月廿日～十月五日条	三根祐太郎・福永友希	
七月二五日	寛弘五年十月十六日条		加藤弘輝
二〇〇九年			
四月一〇日	寛弘五年十月廿七・廿九日条		加藤弘輝
四月一七日	寛弘五年十一月一日～六日条		上吹越務
四月二四日	寛弘五年十一月八日～十七日条		江波曜子
五月一日	寛弘五年十一月廿三日～廿八日条		尻池由佳
五月八日	寛弘五年十二月十五日～十七日条	釈就美・井浪真吾	
五月二二日	寛弘五年十二月廿八日～卅日条	包黎明・野田知・江間さやか	

表 1 八〜一二世紀の諸国宛「追捕官符」

No.	年月	文書形式	宛所	事柄	罪名	賊徒呼称	発兵文言	勸賞文言	典拠
23	元慶7(八三)・2	追捕官符	上総	市原郡俘囚30余人叛乱、官物を盗取、人民を殺略	叛乱	群盗	差発人夫		"
22	元慶5(八二)・5	追捕官符	山陽・南海道諸国	夷俘叛乱、秋田城郡院屋舍城辺民家を焼損す 海賊群を成し、殺害掠奪す	叛乱	凶賊	発精兵		"
21	元慶2(八一)・3	追討勅符	出羽	渡島荒狄反叛し、秋田鮑海両郡百姓21人を殺略	叛乱	反叛	各発兵三百	褒賞	"
20	貞観17(八七)・11	追討勅符	武蔵・上総・常陸・下野	同右	叛乱	反叛	各発兵三百	褒賞	"
19	貞観17(八七)・5	追討勅符	下総	俘囚叛乱し、官寺を焼き、良民を殺略す	叛乱	反叛	各発兵三百	褒賞	"
18	貞観17(八七)・6	追捕官符	大宰府	新羅海賊、豊前国年貢絹綿を掠奪す	掠奪	海寇賊	招募俘囚		"
17	貞観11(八一)・11	追捕官符	摂津・和泉・山陽・南海道諸国	伊予国宮崎村に群居し、掠奪せる海賊	掠奪	海寇賊	差発人兵		"
16	貞観9(八一)・4	追捕官符	摂津・和泉・山陽・南海道諸国	賊党群起し、掠奪息むことなし	掠奪	海賊	差発人兵		"
15	貞観8(八一)・6	追捕官符	山陽・南海道諸国	海賊、備前国官米を侵奪し、百姓11人を殺害	殺害・掠奪	海賊	差発人夫		三代実録
14	貞観7(八一)・5	追捕官符	山陽・南海道諸国	盗賊群を成し、放火掠人	放火・掠人	海賊	差発人夫		文徳実録
13	貞観4(八一)・2	搜捕勅符	左右京職・五畿内諸国	奸究之賊、放火奪物	放火・奪物	奸究之賊			"
12	嘉祥3(八三)・正	追捕官符	畿内	俘囚丸子廻毛等叛逆	叛逆	海賊			"
11	承和15(八六)・2	討伐勅符	相模・上総・下総等5国	海賊	海賊	群盗			"
10	承和7(八四)・2	(搜訊・獲進)	山陽・南海道諸国	群盗公行、放火殺人	放火殺人	群盗			"
9	承和5(八三)・11	(逐捕)	畿内	海賊	海賊	海賊			"
8	承和5(八三)・2	勸札官符	相模・武蔵等7国	新羅人70人反叛、人民を殺す	反叛	賊	発軍		続日本後紀
7	承和5(八三)・2	勸札官符	畿内諸国	群盗公行、放火殺人	放火殺人	群盗			"
6	弘仁11(八二)・2	(追討)	出雲	群盗公行、放火殺人	放火殺人	群盗			"
5	弘仁5(八一)・2	(追捕)	出雲	群盗公行、放火殺人	放火殺人	群盗			日本紀略
4	延暦15(七六)・12	(捜捕)	天下諸国	飛驒工逃亡	逃亡	海賊			"
3	天平2(七三)・9	(捉搦・擒獲)	京・畿内	盗賊	盗賊	盗賊	差強幹人		続日本紀
2	延暦15(七六)・5	(索捕)	山陽道諸国	海賊	海賊	海賊			日本紀略
1	慶雲3(七六)・2	(逐捕)	京・畿内	盗賊	盗賊	盗賊			"

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	
承平8 (三三)・5	承平7 (三三)・11	承平6 (三三)・6	承平6 (三三)・6	承平3 (三三)・12	承平3 (三三)・12	承平2 (三三)・12	延長7 (三三)・5	延喜19 (三三)・5	延喜16 (三三)・12	延喜15 (三三)・2	延喜5 (三三)・10	延喜3 (三三)・7	延喜2 (三三)・9	延喜2 (三三)・8	延喜1 (三三)・2	昌泰3 (三三)	昌泰2 (三三)・11	寛平7 (三三)・カ	寛平6 (三三)・3	寛平6 (三三)・2	寛平5 (三三)・5	寛平5 (三三)・5	寛平1 (三三)・7	元慶7 (三三)・7	
追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	紀勤官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕勅符	追捕	追捕官符	
武蔵・隣国	武蔵・安房・上総・常陸・下野	伊予(棟藤原純友)	(南海道諸国)	左右京職五畿内七道諸国	(南海道諸国)	備前	下野等5国	武蔵	京畿七道諸国	信濃・武蔵・上野	飛騨	出羽・陸奥	越後	駿河	信濃(上野・甲斐・武蔵)	武蔵	上野	上野・隣国(坂東諸国)	大宰府	大宰府	大宰府	(東国)	大宰府		
●	●	●	×	□	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
橋近保らの犯過	平良兼・源護・平貞盛・公雅・公運・秦清文ら	海賊	南海道海賊、官物を強取し、人命を殺害す	諸衛舎人、党与を招集し、人家を破砕し騒動す	南海国々海賊	海賊	藤原秀郷らの濫行	前権介源任、官物運取、官舎焼亡、国府襲来、国守攻撃	出雲国に配流した罪人上毛野良友ら7人	上野介藤原厚載、上毛野基宗等に殺害さる	国守藤原辰忠と妻子、凶党のために害される	俘囚乱	国守紀有世、藤原有度に落髮着欵される	富士郡官舎、群盗に焼亡さる	坂東群盗(東国乱)	強盗蜂起	上野国群盗	成す	成す	成す	成す	成す	成す	成す	成す
			強盗・殺害	強盗			濫行		殺害	殺害	乱			乱	強盗		掠奪・殺害					強盗	殺害		
	海賊	海賊	海賊	海賊	海賊	海賊				凶党				群盗	群盗	群盗	凶賊	凶(寇)賊	凶(寇)賊	海賊	海賊	賊	凶賊(党)		
							差向人兵																		
貞信公記	將門記	本朝世紀	扶桑略記	法曹至要抄	扶桑略記	貞信公記		扶桑略記	日本紀略	扶桑略記	西宮記	扶桑略記	扶桑略記	扶桑略記	日本紀略	扶桑略記	日本紀略	類聚三代格				日本紀略	扶桑略記	三代実録	

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	
寛和3(六七)・5	寛和2(六六)・正	寛和1(六五)	寛和1(六五)・12	寛和1(六五)・正	天元5(六三)・2	天元2(六二)・7	安和2(六二)・4	安和1(六一)・12	天曆1(五七)	天曆1(五七)・4	天曆1(五七)・2	天曆9(五二)・10	天曆4(五二)・9	天曆3(五一)・6	天曆3(五一)・4	天曆3(五一)・正	天曆3(五一)・正	天曆2(五〇)・12	天曆2(五〇)・8	天曆2(五〇)・7	天曆2(五〇)・6	天曆2(五〇)・4	天曆2(五〇)・4	承平8(五八)・11	
追討官符	追捕官旨	追捕官符	追却官旨	追捕官符	追討官符	(追捕官符)	追討官符	(追捕官符)	勸札官符	(追捕勸符)	(追捕官符)	追捕官符	追捕官符	追捕官符	(追捕官符)	(追捕勸符)	追討官符	追討勸符	追討官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	
諸國	備前	東海・東山両道諸國	大和・近江	山陽南海西海道諸國	伊予	(備前)	五畿七道諸國	信濃	伯耆	伯耆	河内	備前・播磨など12ヶ國	(山陽南海道諸國)	(常陸・陸奥カ)	駿河・遠江・伊豆・三河・尾張	東海・東山道諸國	信濃	尾張	出羽	相模・武藏・上野	越後	出羽・陸奥	駿河・伊豆・甲斐・相模		
□	●	●	○×	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
陸海賊	所部を横行し、多数人の怨をなす権門勢家使・鹿田庄司ら	陸奥介平忠頼・忠光ら、武藏國に移住し平繁盛に事煩す	大和國近江國不善之輩	藤原齊明、播磨介藤原季孝・彈正少弼大江匡衡を刃傷	海賊蜂起し、調庸運送し難く、往還人を劫す	備前介橋時望、海賊のために殺害さる	安和の変の謀反党類、源連・平貞節ら	藤原千常乱	右相撰額田時茂	前司忠明、賀茂岑助を殺害す	藤原是助ら、400人の兵率を率い、物部高茂・忠明舎宅を焼く	志紀郡大領清内稻積、犯過	南海凶賊藤原文元ら	南海凶賊藤原純友および暴悪士卒	平将種・陸奥権介伴有梁と謀反を成す	凶党に打破らる	官符使・駿河國にて群賊に奪取さる。岫崎関	平将門・謀反	平将門謀反	國守藤原共理射殺さる	囚囚反乱	國々群盜	右 上	俘囚反乱、秋田城軍と合戦す	平将武
				刃傷	殺害	謀反	乱	殺害	焼亡					謀反	謀反	謀反	謀反	謀反	殺害	反乱	反乱	反乱	反乱	反乱	
				海賊	海賊							凶賊	凶賊			凶党	凶賊	凶賊			群盜	凶賊	凶賊	凶賊	
																可送援兵	徵発軍兵	練精兵						國內浪人差宛軍役	
																不次賞									
2339	朝野群載・本朝世紀	94573	日本紀略	小右記・紀略	録・小記目	紀略	日本紀略	北山抄	九曆	日本紀略	本朝世紀	貞信公記	師守記	貞信・紀略	本朝文粹	日本紀略	貞信公記	貞信・紀略	貞信・紀略	貞信・紀略	貞信・紀略	貞信・紀略	貞信・紀略	貞信・紀略	

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	
万寿4(1007)・7	万寿4(1007)・2	治安3(1003)・11	治安2(1003)	治安1(1001)・6	寛仁4(1000)壬12	寛仁3(1000)・4	寛仁1(1000)・7	寛仁1(1000)・正	寛弘7(1000)・6	寛弘4(1000)・10	寛弘4(1000)・8	寛弘3(1000)・7	長保5(1000)・2	長保2(1000)・9	長保2(1000)・8	長保1(999)・8	長徳3(997)・10	長徳3(997)・5	長徳3(997)・5	長徳1(995)・10	長徳1(995)・9	正暦3(993)・7	
捕進官符	捕進官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追討官符	追討官符	(追捕官符)	捕進官符	(追捕官符)	捕進官符	(追捕官符)	追捕官符	(追捕官符)	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	追捕官符	(追討官符)	
信濃	駿河・遠江・甲斐・相模	相模	但馬	七道諸国	大宰府	大宰府	播磨	播磨	備前	長門	大宰府	大和	下総・武蔵	伯耆	備前	大和	近江	近江	摂津	尾張	左右京職五畿七道諸国	阿波	
●	●	●	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○	×
関白所領笠原牧使を殺害せる犯人	関白所領遠江国笠原牧司を殺害せる犯人	殺害犯人小一条院庄司維朝法師	瀧口信乃介、東宮史安行を郎等に殺害させた平致経・公親	南蛮賊徒、薩摩に到り、人民を掠虜	刀伊国凶賊、対馬・宍岐・筑前に来寇	前撰政家砂金盗人	前出羽介元頼	前出羽介源信親を射殺せる犯人平季忠・季久の因縁	瀧口大藏忠親を殺害せる掃部允三善明孝とそ	大隅守菅野重忠、大宰府において大藏満高らに殺さる	興福寺僧運聖等、大和国内の民畑放火・田畠損亡す	不善往還し氏族を汚す伯耆国藤氏氏人	平維良兵乱、国庁焼亡・官物掠虜	前武藏守藤原寧親郎等を殺害せる阿波権守源濟政郎等	能信を殺害す	田中・丹波・紀伊殿庄凶党数千人、国使藤原能信を殺害す	檢非違使隨身火長を殺害せる強盗ム丸同類	南蛮蜂起、奄美島人大宰府管内諸国を掠奪す	高根長正を殺害せる犯人同類清科宗正・三宅得正ら	権門勢家濫悪雜人、人家を破壊、財物を掠損す	中宮侍長平季満、勸学院領玉江庄司を殺害す	海賊	海賊
殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害	殺害
犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人	犯人
						発兵士																	
				賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞	賞
			小右記		左経記	小右記	日本紀略	小右記	御堂関白記	左経記	紀略・権記	小記目録	御堂関白記	左経記	小右記	小右記	小右記	小右記	小右記	小右記	小右記	小右記	小右記

121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97
長治2(二〇五)・10	康和3(二〇〇)・7	嘉保2(二〇五)・10	寛治8(二〇六)・3	承暦4(二〇六)・8	承暦3(二〇六)・8	承暦4(二〇六)・8	延久2(二〇六)・8	延久1(二〇六)・8	天喜5(二〇七)・9	天喜5(二〇七)・8	天喜4(二〇七)・8	寛徳3(二〇八)・10	長暦4(二〇八)・4	長暦3(二〇八)・3	長暦2(二〇八)・12	長元5(二〇三)・6	長元4(二〇三)・8	長元4(二〇三)・7	長元4(二〇三)・3	長元4(二〇三)・2	長元3(二〇三)・9	長元2(二〇三)・2	長元1(二〇三)・8	長元1(二〇三)・6
追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨	追捕直旨
大宰府(法橋光清)	大宰府	美濃(源義綱)	陸奥・出羽(源義綱)	大宰府	大宰府	陸奥(源頼俊)	伊賀・伊勢・志摩・大和・紀伊	東山東海道諸国	東山東海道諸国	陸奥(源頼義)	七道諸国	越後	諸国	五畿七道諸国	大和・紀伊	伊勢	大宰府	駿河	坂東諸国(源頼信)	東海・東山・北陸道諸国	伊勢	東海・東山・北陸道諸国	東海・東山・北陸道諸国(平直方)	
×	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●
天台悪僧法業禪師悪僧神人らと鎮西にて濫行	対馬守源義親、濫行のため大宰府に随わず	天台下僧ら、庄園の沙汰、非道を宗となす	財物を盗む	平叙忠を殺害せる犯人散位大藏親□、伴類散位平師妙、同男師季、出羽守信明館を焼き、男兼時を殺害	前隠岐守平兼基・第四郎先生ら、舎兄兼重、散位源国房と合戦せる右兵衛尉源重宗	散位藤原基通	河俣山悪人紀為房・近助・宗親ら	俘囚安倍頼時余党(貞任・宗任ら)また服せず	俘囚安倍頼時	俘囚安倍頼時	大神宮二杯宜宮真神主を殺害せる犯人	肥後守藤原定任を殺害せる藤原正隆	高陽院を放火した嫌疑人叔山専当能法師	越後国のごとて勘当せる左衛門尉平繁貞の郎等	金峯山寺檢校を殺害せる犯人	不善狂乱の齋宮察権藤原相通夫妻	相僕人宇治元高および同意者	従五位下大原為方を殺害せる犯人	甲斐國調膳使を殺害せる流人使	平忠常	平忠常	内膳典膳安曇為助らの兵乱、騒動を虜掠す	前土総介平忠常、安房守惟忠を殺害し、坂東を虜掠す	
濫行	濫行			殺害	殺害	合戦の過	強盗	夷賊	凶賊		殺害	殺害	放火		殺害			殺害	殺害	(乱逆)	(乱逆)	兵乱	乱逆	
				犯人	犯人			夷賊	凶賊						犯人					(寇賊)	(寇賊)		寇賊	
								微発諸国兵士	発軍兵士											(諸国兵士)	(諸国兵士)		諸国兵士	
		賞																		賞	(賞)		(賞)	
中右記	殿曆・百鍊抄	"	中右記	"	水左記	"	扶桑略記	大右記	大右記	帝王編年記	扶桑略記	扶桑略記	春記	春記	左経記	"	"	"	"	小右記	日本紀略	小右記	小右記・他	

